

独立行政法人農畜産業振興機構の業務実績評価シート

〔中期目標・中期計画の各項目ごとの評価〕

(◎大項目、○中項目、◇小項目(複数の指標として設定されたものを含む))

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	事業報告	評価
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。</p>					
<p>第2 業務の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>1. 大項目の評価結果 順調に行われている。(A)</p> <p>(当該評価に至った理由) 大項目の3段階評価については、機構の自己評価を基に機構の評価基準等に沿って、中項目である「事業費の削減・効率化」、「業務運営の効率化による経費の抑制」、「業務執行の改善」、「業務運営能力の向上」、「機能的で柔軟な組織体制の整備」、「補助事業の効率化等」について評価した結果、全ての項目がA評価で、大項目としてもA評価と判断できること等から、全体として、中期計画の達成に向けて順調に行われているものと判断した。</p> <p>2. 3段階評価結果 ・中項目の総数:6 うち 評価Aの中項目数:6×2点=12点 評価Bの中項目数:0×1点=0点 評価Cの中項目数:0×0点=0点</p>	

合計 12点 (12/12=100%)  
・評価結果:A

### 3. 留意事項等

①「事業費の削減・効率化」については、平成14年度に比べ平成18年度予算で70%、平成18年度実績で55%と中期目標に照らし、十分に削減されている。

削減の主たる要因は、BSE発生後急落した肉用子牛の販売価格が堅調に推移したことによる肉用子牛補給金交付の減少や国内産糖交付金交付の減少等である。このような価格安定・価格調整に係る事業費の削減については、制度の特性から発生したものと認識する必要がある。

一方、補助事業・情報収集提供事業に係る事業費についても、平成14年度に比べ平成18年度実績で49%と補助事業の見直し等を通じて十分に削減されている。

②「業務運営の効率化」については、一般管理費(退職手当を除く。)を平成14年度に比べ平成18年度予算で11%、平成18年度実績で19%抑制し、中期目標に照らし、十分に抑制されている。

「人件費の削減」については、人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改訂部分を除く。)を平成17年度に比べ、平成18年度実績で1.3%削減し、平成18年度計画に照らし、十分に削減されている。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として積極的に取り組んでいる「東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目標とした給与構造の見直し」については着実に推進している。このことから、平成18年度の学歴構成や勤務地を反映した人事院から提供されたデータを活用したラスパイレス指数は、昨年の115.4から114.1へと1.3ポイント低下し、人件費の削減に積極的な取り組みが行われている。

③「内部監査体制の充実強化」については、

				<p>当初の内部監査年度計画に臨時の内部監査（業務の効率化に関する事項）を追加して実施している。また、機構業務の執行に当たって効率性等の一層の追求が強く求められていることを踏まえ、内部監査規程等を改正し、内部監査を充実させている。</p> <p>④「業務運営能力等の向上」については、平成15年度に策定した「業務運営能力開発向上基本計画」に基づき策定した年度当初計画に加え、必要に応じて追加して実施している。また、研修ごとに達成目標及び期待される成果を明らかにし、その実績については、修了証や報告書の提出を受け参加者の習得度の把握にも努めている。</p> <p>職員提案制度により職員からの業務改善に関する提案を募り、「耳マーク」を導入して、聴覚障害者への対応を図った。</p> <p>⑤「機能的で効率的な組織体制の整備」については、新たな砂糖・でん粉制度の円滑な実施を図るため、プロジェクトチーム（PT）を継承・強化する形で、「新制度準備推進本部」及びこの下に「新制度準備室」を設置し、7月にスタッフ職の併任を行なうとともに、12月1日付けで鹿児島事務所開設準備室を設置した。より効果的・効率的な組織・業務運営に取り組んでいるところであるが、今後更に、地方出先機関の見直しについて検討されたい。</p>
<p>1 事業費の削減・効率化 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標の期間中に、平成14年度（BSE関連の補助事業を除く。）の9割以下の水準に抑制する。この場</p>	<p>1 事業費の削減・効率化 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標の期間中に、平成14年度（BSE関連の補助事業を除く。）の9割以下の水準に抑制する。この場</p>	<p>1 事業費の削減・効率化 事業費については、抑制目標（中期目標期間中に、平成14年度（BSE関連の補助事業を除く。）の9割以下の水準に抑制）を達成するため、補助事業の効率化等を行う。この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>○1 事業費の削減・効率化 （事業費総額で、当該年度に計画した削減目標と実績との対比）削減目標は、平成14年度（BSE関連の補助事業を除く。）事業費に対して、</p> <p>〔①平成15年度～18年度までの指標〕 平成15年度＝10%×0.5／4.5 平成16年度＝10%×1.5／4.5</p>	<p>指標の総数：1 A 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2／2＝100%）</p> <p>【事業報告書の記述】 平成18年度の事業費（BSE関連の補助事業等を除く。）については、平成14年度の事業費（同）の55%に抑制した。 a</p>

<p>合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>平成17年度＝10%×2.5/4.5  a: 達成度合は、90%以上であった  b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>〔②平成19年度の指標〕  平成19年度＝10%×4.5/4.5  (平成19年度の指標は、削減数値が確実に達成されたか否かを判断するため、達成度合いは、aが100%以上、bが70%以上100%未満、cが70%未満とする。)</p> <p>削減度合いの算出に当たっては、BSE関連の補助事業及び経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した事業を除く。</p>	<p>指標の総数:6  評価aの指標数:6×2点=12点  評価bの指標数:0×1点=0点  評価cの指標数:0×0点=0点  合計 12点 (12/12=100%)</p>	<p>A</p>	
<p>2 業務運営の効率化による経費の抑制  (1) 業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費(退職手当を除く。)について、汎用品の活用等による調達コストの節減等に努め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。</p>	<p>2 業務運営の効率化による経費の抑制  (1) 業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費(退職手当を除く。)について、予算の執行管理体制の整備、役職員のコスト意識の徹底、本部事務所の統合、汎用品の活用等による調達コストの節減、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、電</p>	<p>2 業務運営の効率化による経費の抑制  (1) 一般管理費(退職手当を除く。)について業務運営の効率化による経費の抑制目標(中期目標期間中に平成14年度比で13%抑制)を達成するため、平成15年度に策定した効率化推進方針に基づき、業務運営の効率化に努め、平成14年度比で11%抑制する。</p>	<p>○2 業務運営の効率化による経費の抑制  (縮減方策の具体化等を取りまとめた効率化推進方針の内容と、同方針を実施した結果との対比)</p> <p>◇(1) 経費の抑制  ① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった  b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>② 定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し</p>	<p>【事業報告書の記述】  一般管理費(退職手当を除く。)については、人件費の抑制等を通じて、平成14年度比で19%抑制した。  平成15年度に策定した「効率化推進方針」に基づいた業務運営の効率化による経費の削減を図るため、平成18年度目標の達成に向けて、経費の支出状況を定期的に確認した。</p> <p>事務処理の迅速化を図る観点から実施した決裁期間の確認等、日常業務の点</p>	<p>a</p>
			<p>事務処理の迅速化を図る観点から実施した決裁期間の確認等、日常業務の点</p>	<p>a</p>	

	<p>子化の一層の推進による事務処理の合理化、業務の適切な進行管理等により業務の効率化に努め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。</p>		<p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>③ 電子化による事務処理の合理化 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>④ 業務の適切な進行管理 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>検を行った。平成18年度の決裁期間は、前年度よりも短縮が図られた。 平成17年度 3.5業務日 平成18年度 3.4業務日 また、新たな砂糖・でん粉業務の効率的な実施に向けて、本部組織、システム等、業務体系についての検討を行った。</p> <p>「農畜産業振興機構のIT化基本方針-e- -alic基本方針」に基づき以下の取組を実施した。 ① 「ペーパーレス化推進方針」に基づき、文書をイントラネットに掲載したほか、コピー機の付近にペーパーレス化への協力依頼のポスターを掲示するなどペーパーレス化の取組を行った。 ② ネットワークセキュリティ確保の観点から脆弱性診断を行い、検出された脆弱性の今後の回避策を検討した。 ③ 電子署名による電子申請については、独立行政法人通則法及び機構業務方法書に基づく届出等を実施した。</p> <p>一般管理費予算の執行に係る進捗状況について、定期的に確認を行うとともに、当該情報を関係部と共有し、一般管理費の削減に向けた進行管理を実施した。 また、業務運営の効率化のため、年度計画を達成するための具体的なスケジュールについて、各部ごとに整理し、毎月更新した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>(2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて国家公務員に準じた人件</p>	<p>(2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて人件費について5%以上</p>	<p>(2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、少なくとも1%を削減する。 また、国家公務員の給与構造改革</p>	<p>◇(2) 人件費の削減 ① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比 a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 18年度の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改訂部分を除く。)について、17年度比で1.3%削減した。</p>	<p>a</p>

<p>費削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を行う。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目標とした給与構造の見直し」を着実に推進する。</p>	<p>の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行う。</p> <p>なお、平成18年度以降2年間に少なくとも人件費の2%を削減する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目標とした給与構造の見直し」を着実に推進する。</p>	<p>を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目標とした給与構造の見直し」を着実に推進する。</p>	<p>② 給与構造の見直しの推進  a: 取り組みは十分であった  b: 取り組みはやや不十分であった  c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>給与構造の見直しについては、4月1日付けで、①役員、総括調整役の報酬・給与の▲1.4%の削減、②部長クラスの▲0.8%をはじめとした職員の本俸水準の引下げ、③部長・課長級の職務手当の▲1.5%引下げを実施した。</p>	a
<p>3 業務執行の改善  外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる仕組みを導入する等業務執行の改善を図る。</p>	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うと</p>	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1) 業務全体の点検・評価</p> <p>① 業務の進行状況を四半期毎に点</p>	<p>○3 業務執行の改善</p> <p>◇(1) 業務全体の点検・評価</p> <p>① 内部評価部門の整備、第三者機関の設置[15年度のみ]  a: 設置した  c: 設置しなかった</p> <p>② 四半期ごとの点検・分析を通じた業務</p>	<p>指標の総数:9  評価aの指標数:9×2点=18点  評価bの指標数:0×1点=0点  評価cの指標数:0×0点=0点  合計 18点 (18/18=100%)</p>	A
				<p>【事業報告書の記述】</p>	
				<p>-</p>	-
				<p>年度計画を具体化するための「具体化</p>	a

<p>ともに、外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>検・分析し、業務運営の的確な進行管理を図る。</p>	<p>運営の的確な進行管理 a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>推進シート(工程表)」を年度初めに策定し、業務を計画的・効率的に実施した。また、四半期ごとに実施した理事長ヒアリングの際に工程表の内容と実績を比較することにより、業務の進行状況の点検・分析を通じた業務運営の進行管理を行った。</p>	
	<p>② 各四半期終了後を目途に、業務の進行状況についての自己評価を行う。また、年度計画終了後の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による業務の点検・評価を実施できるよう進行管理を的確に行う。</p>	<p>③ 第三者機関による点検・評価のための、各四半期終了後を目途にした業務の進行状況の自己評価 a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>四半期ごとの工程表に基づく理事長ヒアリングの際に、業務の進行状況の自己評価も併せて実施した。</p>	a
	<p>③ 17年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。</p>	<p>④ 第三者機関による業務の点検・評価の実施[16年度以降の指標] a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>5月16日に、「平成17年度業務実績について」等を議題とする第4回機構評価委員会を開催し、業務実績に関する評価等について審議を行った。</p>	a
	<p>④ 第三者機関による17年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。</p>	<p>⑤ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 [16年度以降の指標] a: 必要がなかった又は十分であった b: 必要はあったが、やや不十分であった c: 必要はあったが、不十分であった</p>	<p>委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。</p>	a
<p>(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直</p>	<p>(2) 補助事業の審査・評価</p>	<p>◇(2) 補助事業の審査・評価</p>	<p>【事業報告書の記述】</p>	
		<p>① 業務執行規程の整備[15年度のみ] a: 整備した c: 整備しなかった</p>	<p>-</p>	-
		<p>② 第三者機関の設置[15年度のみ] a: 設置した c: 設置しなかった</p>	<p>-</p>	-

<p>しを行う。</p>	<p>① 18年度事業について、事業年度終了後速やかに自己評価及び第三者機関による審査・評価を実施できるよう進行管理を的確に行う。</p> <p>② 17年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、15年度に設置した第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>③ 進行管理の的確な実施 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>④ 事業の達成状況等の自己評価 [16年度以降の指標] a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>⑤ 第三者機関による事業の審査・評価 [16年度以降の指標] a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>⑥ 必要に応じた業務の見直し [16年度以降の指標] a: 必要がなかった又は十分であった b: 必要はあったが、やや不十分であった c: 必要はあったが、不十分であった</p>	<p>四半期ごとの点検・評価に係る理事長ヒアリングの際に、補助事業実施各部署における進行管理システムに基づく補助事業の進行管理の実施状況を確認した。</p> <p>補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行い、6月下旬に開催される補助事業の第三者委員会に向けて、それらの結果の取りまとめを行った。</p> <p>平成18年6月28日に第6回補助事業に関する第三者委員会を開催し、「平成17年度補助事業の実績等について(達成状況等)」、「平成18年度補助事業の実施状況について(審査状況等)」等を議題として審議を行った。また、第7回の同委員会を平成19年3月27日に開催し、「施設整備事業の事後評価結果について(平成18年度事後評価分)」等を議題として審議を行った。</p> <p>平成18年3月28日に開催された第5回同委員会及び平成18年6月28日に開催された第6回同委員会の結果を踏まえ、業務の見直しが必要な事項についての検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部署において必要な業務の見直しを行った。 なお、平成19年3月27日に開催された第7回同委員会の結果については、委員からの指摘事項を整理した上で、19年度に対応していく予定である。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>(3) 業務運営を横断的に監査・監視する専任の内部監査体制を充実・強化するとともに、平成15年度末までに内部</p>	<p>(3) 内部監査体制の充実・強化</p>	<p>◇(3) 内部監査体制の充実・強化 ① 業務運営を監査する体制の充実・強化、内部監査マニュアルの作成[15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 -</p>	<p>-</p>



監査マニュアルを作成し、内部監査マニュアルに基づき業務の適正化を図る。

平成18年度の内部監査年度計画に基づく対象業務について、平成15年度に作成した内部監査マニュアルに基づき、内部監査を実施する。

② 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施

分母を内部監査年度計画(15年度は内部監査実施計画)における対象業務の数とし、分子を内部監査を実施した業務の数とする。

- a: 達成度合は、100%であった
- b: 達成度合は、50%以上100%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

① 18年度内部監査の充実

18年3月に策定した18年度内部監査年度計画については、臨時の内部監査(業務の効率化に関する事項)を追加して11月に見直すとともに、12月に内部監査規程等を改正し、内部監査を充実させた。

18年度の内部監査年度計画における次の①～⑩の業務について、平成18年7月1日から平成19年3月16日までの間、内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施し、それぞれ内部監査報告書に取りまとめ、理事長へ提出した。

- i 学校給食用牛乳供給事業に対する補助業務
- ii 酪農乳業部及び食肉生産流通部に係る畜産業振興事業に対する補助業務
- iii 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し業務
- iv 異性化糖等の買入れ及び売戻し業務
- v 輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し業務
- vi 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し業務
- vii 出資に係る株式又は持分の管理及び処分業務
- viii 求償権の管理及び行使又は償却業務
- ix 事務所に係る業務(東京、札幌)
- x 臨時の内部監査(業務の効率化に関する事項)

② 19年度計画の策定

19年3月に、11業務を対象とする19年度の内部監査年度計画を策定した。

[特記事項]

機構業務の執行に当たって効率性等の一層の追求が強く求められていることを踏まえ、18年度の内部監査について次

a

					<p>の見直しを行った。</p> <p>① 業務の効率化に関する事項について、臨時的内部監査を実施した。</p> <p>② 内部監査規程等を改正し、年度計画に基づく内部監査を充実させた。</p> <p>③ 他法人の内部監査体制、規程等について調査を実施し、内部監査内容の見直しの必要性について検討を行った。</p>			
	(4) 組織の統合に伴う会計事務処理の統一化を図るため、新たな会計システムの整備を行う。			◇(4) 新たな会計システムの検討又は整備 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった	【事業報告書の記述】 -	-		
4	業務運営能力等の向上	4	業務運営能力等の向上	4	業務運営能力等の向上	<p>◇(4) 業務運営能力等の向上</p> <p>指標の総数:9 評価aの指標数:9×2点=18点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 18点 (18/18=100%)</p>	A	
(1)	職員の事務処理能力の向上を図るため、研修を定期的実施するとともに、職員の資質の向上に資する幅広い知識の導入を図る。	(1)	職員の事務処理能力の向上を図るため、以下のとおり、研修等を定期的かつ計画的に実施するとともに、職員の資質の向上に資する幅広い知識の導入を図る。	(1)	職員の事務処理能力の向上を図るため、15年度に策定した「業務運営能力開発向上基本計画」に基づき、同計画に即して研修等を実施する。	◇(1) 職員の事務処理能力の向上を図る ① 業務運営能力向上プログラムの策定 [15年度のみ] a: 策定した c: 策定しなかった	【事業報告書の記述】 -	-
	① 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会	①	生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会	②	生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術、企業会計及び情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得	<p>② 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術、企業会計及び情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得</p> <p>① 食肉研修を1回(18.11.30~12.1、4名、全国食肉学校)</p>	a	

<p>計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修を行う。</p>	<p>技術及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修を合計3回行う。</p>	<p>(15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)</p>	<p>② 酪農研修(18.11.14~17、3名、(社)蔵王酪農センター) を計画どおり実施するとともに、中堅若手職員の意識改革を進めるための研修として、 ③ 現地研修を1回(19.2.20~23、3名、沖縄県) を実施した。 また、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るため、「Win2003ネットワークインフラの実装・管理・保守：ネットワークサービス編」(18.6.19~23、1名、(株)富士通ラーニングメディア)に職員を参加させた。</p>
<p>② 流通・小売段階での研修及び広報・情報提供技術の研修を行うとともに、職員と消費者との対話等を行う。</p>	<p>② 流通・小売段階での研修を行うとともに、消費者等に機構の業務を分かりやすく情報提供するための広報専門家による講習会やインストラクターによる研修を合計4回行う。</p>	<p>③ 流通・小売段階での研修のための準備[15年度のみ]</p>	<p>-</p>
<p>③ オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じ、専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を行うとともに、自己研鑽しやすい環境を整備する。</p>	<p>③ オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を円滑に行うための研修を合計4回行うとともに、自己研鑽しやすい環境を整備する。</p>	<p>⑤ オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習のための研修(15年度は「4回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)</p>	<p>流通小売段階での研修を1回(19.3.27及び29、3名、日本フードサービス協会・(株)リンガーハット富士小山工場)、広報研修を2回(「これからの時代に行政に求められるPR」(18.10.23~24、1名、日本パブリックリレーションズ)、「知らなければ損する広報事情、広報にまつわるルール、法律、表現方法」(19.2.1~2、2名、(社)日本広報協会))、プレゼンテーション研修の一環として「情報提供技術研修会(初級)」(18.7.20~21、1名、(社)中央畜産会)を実施した。  OJTを通じた専門知識・高度事務処理技術等の伝達・実習を円滑に行うため、OJT向上研修として、「農畜産業の効率化のための機械化の推進について」(18.6.5)、「公益法人改革について」(18.7.21)、「食品産業(加工・流通・外食)をめぐる最近の情勢について」(18.9.15)、「機構の財務構造と17年度決算について」(18.11.8)について、機構役職員を講師とし、実体験を通じた内容について質</p>
		<p>a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>-</p> <p>a</p> <p>a</p>

				<p>疑応答を含めた講義を合計4回行った。</p> <p>また、自己研鑽をしやすい環境を整備するため、自主的研修制度を継続するとともに、自主的研修を受けやすい環境を整備するため、前年度に引き続き週2回のノー残業デーを設定した。</p>	a
	④ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修を行う。	④ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修を合計3回行う。	⑦ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修 (15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)	<p>会計事務職員の専門的資質の向上を図るため、</p> <p>① 協同組合検査職員中堅研修(フォローアップ中堅コース)(18.7.24~28、2名、(株)経済法令研究会)</p> <p>② 政府関係法人会計事務職員研修(18.10.3~11.17、2名、財務省会計センター)</p> <p>③ 第33回予算編成支援システム研修(財務諸表コース)(18.10.12、1名、財務省会計センター)</p> <p>等の研修に合計5回参加した。</p>	a
(2) 国民の信頼確保のため、役職員の倫理、規範意識の啓発を図る。	(2) 国民の信頼を確保し、役職員の倫理、規範意識の啓発を図るため、以下の措置を講じる。	(2) 国民の信頼を確保し、役職員の倫理、規範意識の啓発を図るため、以下の措置を講じる。	◇(2) 国民の信頼の確保等	【事業報告書の記述】	
	① 役職員が遵守すべき行動の基準及び法人として積極的に果たすべき理念として、平成15年度末までに、行動憲章を策定するとともに、役職員への浸透を図る。	① 役職員に対する行動憲章の浸透、規範意識の維持・確保に向けた取組みとして、規範意識研修会を開催する。	① 行動憲章の策定[15年度のみ] a: 策定した c: 策定しなかった	-	-
			② 行動憲章の役職員への浸透のための規範意識研修会の適宜実施 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった	平成19年1月12日に開催した地方事務所長会議において、公的部門の規程等の遵守をめぐる情勢について、具体的な事例を交えて説明を行った。	a

	<p>② 有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)を計画的に開催する。</p> <p>③ トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図る。</p>	<p>② 機構の業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)を18年度中に4回以上開催する。</p> <p>③ トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図るため、役員・職員間、部門間の意思疎通を推進するとともに、職員から業務改善策の提案を募る。</p>	<p>③ 有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)の開催(年度計画の回数に対して)</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p> <p>④ トップの意識改革と役職員間の意思疎通の推進</p> <p>ア トップの意識改革、役員・職員間、部門間の意思疎通の推進</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>イ 職員からの業務改善策の提案の募集</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>機構の業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、「道は必ず開ける」、「マスコミから見た食糧・農業問題」、「WTO農業交渉の現状と今後の展望」、「アジアにおける日本のあり方-失われつつある美しいもの-」及び「農政改革の基本的な考え方」をテーマとして、改革フォーラムを5回開催した。</p> <p>トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図るため、i)部門ごとの各役員と職員との意思疎通を図るためのミーティング、ii)幹部会、部長会議を開催した。</p> <p>また、職員から業務改善策の提案を募る職員提案制度を通じ、国民に対するサービス向上の観点から、「耳マーク」の導入に関する提案がなされ、平成18年8月から各部門の窓口に耳マークを設置した。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、本部事務所の統合、総務・経理の共通管理部門の統合等により、機能的で</p>	<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 本部事務所の統合、総務・経</p>	<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、以下の措置を講じる。</p>	<p>○5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>(1) 本部事務所の統合、総務・経理の共通管理部門の統合 [15年度のみ]</p>	<p>指標の総数: 4</p> <p>評価aの指標数: 4×2点=8点</p> <p>評価bの指標数: 0×1点=0点</p> <p>評価cの指標数: 0×0点=0点</p> <p>合計 8点 (8/8=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>-</p>	<p>A</p> <p>-</p>

<p>効率的な組織体制を整備する。</p>	<p>理の共通管理部門の統合等を進める。</p>		<p>a: 実施した c: 実施しなかった</p>		
			<p>(2) 総務・経理部門及び企画調整部門と業務実施部門との責任と役割分担の明確化 [15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>(2) スタッフ制の拡充、職員の部門間の交流の促進、業務の質や量に対応した組織体制、人員配置の見直しを進める。</p>		<p>(1) プロジェクトチーム(PT)の設置・活用等業務の質及び量に応じて効率的・機動的に実施する。</p>	<p>(3) スタッフ制の拡充、PTの設置等 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>機構をめぐる課題に組織的、効率的に取り組むため、平成17年5月に設置した新たな砂糖・でん粉制度の検討に関するPTを活用し、関係者による情報の共有、想定される業務内容の検討等を実施した。</p>	<p>a</p>
		<p>(2) 機動的で柔軟な組織体制を整備するため、職員の部門間の交流を図るとともに、緊急事態が発生した場合は、機動的に人員配置を見直す。</p>	<p>(4) 職員の部門間の交流の実施 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>機動的な人事運営を円滑に推進するため、10名の勘定間異動を行った。</p>	<p>a</p>
			<p>(5) 緊急事態に対応した指針の準備 [15年度のみ] a: 準備した c: 準備しなかった</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
			<p>(6) 緊急事態が発生した場合等の機動的な組織体制の整備、人員配置の見直し a: 必要がなかった又は十分であった b: 必要はあったが、やや不十分であった c: 必要はあったが、不十分であった</p>	<p>新たな砂糖・でん粉制度の円滑な実施を行うため、PTを継承・強化する形で、6月に「新制度準備推進本部」及びこの下に「新制度準備室」を設置した。 また、新たな砂糖・でん粉制度を円滑に実施するため、7月にスタッフ職の併任(企画調整部→特産流通部)を行うとともに、12月1日付けで鹿児島事務所開設準備室を設置した。</p>	<p>a</p>
		<p>(3) 効率的な業務運営及び機動的な組織運営を確保するため、幹部会等を開催する。</p>	<p>(7) 効率的な業務運営及び機動的な組織運営を確保するための幹部会等の定期的な開催 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった</p>	<p>効率的な業務運営及び機動的な組織運営を確保するため、幹部会等を定期的に行う開催し、機構をめぐる諸課題の把握、対応方針の検討を行うとともに、業務運営に当たっての留意事項について、文書</p>	<p>a</p>

6	補助事業の効率化等 畜産、砂糖及び蚕糸に係る補助事業について、既に費用対効果の評価手法が開発されている事業においては、その評価結果を事業に反映させる仕組みを平成16年度末までに構築し、評価手法が開発されていない事業においては、事業の効果を適切に評価できる手法を開発し、順次導入するほか、明確な審査基準に基づき事業を実施し、補助先を公表する等効率的かつ透明性の高い事業実施を図る。	6	補助事業の効率化等	6	補助事業の効率化等	c: 取り組みは不十分であった	等により趣旨の徹底を図った。	
		○6	補助事業の効率化等			指標の総数:11 評価aの指標数:11×2点=22点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 22点 (22/22=100%)	A	
		◇(1)	費用対効果の評価手法の導入	【事業報告書の記述】				
		(1)	畜産、砂糖及び蚕糸に係る補助事業について、事業採択に当たり費用対効果の評価手法が開発されている事業においては、その評価結果を事業に反映させる仕組みを平成16年度末までに構築するとともに、評価手法が開発されていない事業においては、事業の効果を適切に評価できる手法を開発し、順次導入する。	(1)	平成17年度に検討を行った評価手法について導入を図るとともに、新規等の事業について、評価手法の導入を検討する。	① 費用対効果の評価手法が開発されている事業において、事後評価結果を事業に反映させる仕組みの検討又は構築[16年度までの指標]  a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった	-	-
		(2)	平成15年度末までに、明確な審査基準に基づく事業の実施、事業実施主体に対する指導の徹底、補助先の公表等事業の			② 費用対効果の評価手法が開発されていない事業において、事業の効果を適切に評価できる手法の開発又は導入(15年度は開発計画の策定)  a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった	研修等の知識・技術の習得のための事業内容及び普及・啓発のための事業内容について、「達成すべき成果目標に係る具体的数値目標が設定されていること」を採択の要件とした目標設定・評価を導入した。 衛生・防疫対策に係る施設整備事業については、費用対効果分析手法の対象外としたところであるが、19年度より一部事業についてコスト分析手法を導入することとした。	a
		◇(2)	補助事業の実施等に係る業務執行規程の策定 [15年度のみ]			【事業報告書の記述】	-	-
						a: 策定した c: 策定しなかった		

<p>透明性の確保、事業の進行管理の徹底等を内容とする業務執行規程を策定する。</p>				
<p>(3) 業務執行規程等に基づき以下の措置を講じる。</p>	<p>(2) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。</p>	<p>◇(3) 業務執行規程等に基づく措置</p>	<p>【事業報告書の記述】</p>	
<p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p>	<p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p>	<p>① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、同シートにより基準に基づく審査を実施した。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付して確認した。</p>	<p>a</p>
<p>② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p>② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p>② 事業説明会、巡回指導等の実施 分母を新規に実施した補助事業数(拡充事業を含む。)とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>新規11事業(拡充事業を含む。)について、11事業全てで事業実施主体に対する事業説明会、巡回指導等を26回実施した。この他、継続事業についても全国会議、巡回指導等を実施した。</p> <p>(参考) 畜産-6事業について21回実施 砂糖-3事業について3回実施 蚕糸-2事業について2回実施</p>	<p>a</p>
<p>③ 事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保するため、事業の進行管理システムを構築する。</p>	<p>③ 15年度に構築した進行管理システムに基づき進行管理を的確に行う。</p>	<p>③ 事業の進行管理システムの構築(16年度以降はシステムに基づいた進行管理の実施)</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>15年度に構築した事業の進行管理システムに基づく進行管理表により、毎月事業の進行管理を行った。</p>	<p>a</p>
<p>④ 事業の透明性の確保を図るため、毎年度、</p>	<p>④ 事業の透明性の確保を図るため、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請</p>	<p>④ ホームページ等での事業内容等の公表、事業採択後補助先の公表、各事業の終了時期を補助事業実施要綱</p>	<p>事業の透明性の確保を図るため、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表</p>	<p>a</p>



ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表する。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表する。

⑤ 事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を毎事業年度90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。

⑥ 施設整備に係る事業については、以下の措置を講じる。

窓口等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表する。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表する。

⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。

(3) 施設整備事業については、以下の措置を講じる。

等に明記し公表

- a: 取り組みは十分であった
- b: 取り組みはやや不十分であった
- c: 取り組みは不十分であった

⑤ 事務処理手続の迅速化  
分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

⑥ 施設整備に係る事業については、以下の措置を講じる。

するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表した。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表した。

進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内であった割合は100%であった(総受理件数808件に対し、10業務日以内に行った件数は808件)。

(内訳) 畜産—658件に対し658件  
野菜—57件に対し57件  
砂糖—68件に対し68件  
蚕糸—25件に対し25件

a

<p>ア 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議を行う。</p>	<p>① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議(書面によるものを含む。)を行う。</p>	<p>ア 事業実施主体との協議 分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議(書面を含む)を行った整備件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>事業実施計画の整備件数1252件に対し、事前に協議を行った整備件数は1252件であった。</p>	<p>a</p>
<p>イ 効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>② 評価分析手法が開発されている事業については、効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>イ 効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものの採択</p> <p>a: 効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択した c: 要件を満たしているもの以外を採択した</p>	<p>評価手法が開発されている施設整備事業については、効果が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。 (費用対効果・採択件数) 地域肉用牛振興対策事業74件 低コスト肉用牛生産特別対策事業8件 食肉等流通合理化総合対策事業14件 乳業再編整備等対策事業2件 畜産環境整備リース事業4件 計 102件 (コスト分析・採択件数) 畜産環境整備リース事業1065件 地域養豚振興特別対策事業25件 地域肉用牛振興対策事業15件 草地畜産生産性向上対策事業29件 計 1134件</p>	<p>a</p>
<p>ウ 設置する施設等(事業費5千万円未満のものを除く。)については、必要に応じて現地調査を行う。</p>	<p>③ 食肉等流通合理化総合対策事業等で設置する施設等(事業費5千万円未満のものは除く。)については、必要に応じて現地調査を行う。</p>	<p>ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施</p> <p>a: 必要がなかった又は十分であった b: 必要はあったが、やや不十分であった c: 必要はあったが、不十分であった</p>	<p>採択した案件の全てについて、年度の途中における工事の進捗等に関するヒヤリングを実施し、又は報告を受けた。この結果、現地調査の必要な事例はなかった。</p>	<p>a</p>
<p>エ 費用対効果分析を実施している事業にあって</p>	<p>④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況</p>	<p>エ 設置後3年目までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施</p>	<p>費用対効果分析を実施している事業で設置された対象施設すべて(53施設)について、利用状況の調査を行った。また</p>	<p>a</p>

	<p>は、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行う。また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査の上、低利用の場合には改善を行う。</p>	<p>の調査を行う。 また、設置後3年を経過した施設については、事後評価を実施する。</p>	<p>a: 必要がなかった又は十分であった b: 必要はあったが、やや不十分であった c: 必要はあったが、不十分であった</p> <p>才 設置後3年を経過した年に行う事後評価 効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。[17年度以降の指標] a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>複数年度分のデータが蓄積された施設については、時系列的な点検を行った。 (内訳) 新酪肉基本方針等啓発普及事業-6施設 食肉流通合理化総合対策事業-19施設 乳業再編整備等対策事業-6施設 家畜市場機能高度化緊急対策事業-1施設 畜産環境整備リース事業-10施設 精製糖企業合理化緊急対策事業-10施設</p> <p>施設の設置後3年を経過した施設について、事後評価報告書を徴取し、審査・確認を行った結果、全件数に占める効用が費用を上回った件数の割合は94%であった(18件中17件)。 なお、投資効率が1を下回った1件については、事務改善に係る指導を行った。これらの事後評価結果については、平成19年3月27日に開催された補助事業に関する第三者委員会において報告した。</p>	<p>a</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>1. 大項目の評価結果 順調に行われている。(A)</p> <p>(当該評価に至った理由) 3段階評価については、機構の自己評価を基に機構の評価基準等に沿って、中項目である「畜産関係業務」、「野菜関係業務」、「砂糖関係業務」、「蚕糸関係業務」、「情報収集提供業務」について評価した結果、全ての項目がA評価で、大項目としてもA評価と判断できること等から、全体として、中期計画の達成に向けて順調に行われているものと判断した。</p> <p>2. 3段階評価結果</p>	

・中項目の総数:5  
うち  
評価Aの中項目数:5×2点=10点  
評価Bの中項目数:0×1点=0点  
評価Cの中項目数:0×0点=0点  
合計 10点 (10/10=100%)  
・評価結果:A

### 3. 留意事項等

①「肉用子牛生産者補給交付金の交付」については、制度の円滑化を図るため、国の家畜個体識別システムとの連携システムの導入を促進した結果、本年度中に13協会が導入が行われた。その結果、導入が不必要な小規模の3協会を除く、当初予定の44協会の全てにおいて、1年前倒しでシステムの導入が完了し、交付業務の合理化が図られた。

②「野菜関係業務」については、加工・業務用需要の取引拡大に伴い、契約取引への取り組みを促進するため新たに契約野菜安定供給制度の充実・強化が図られ、さらに全国規模の生産者と実需者との交流会、また、ブロックごとに生産者又は実需者の現地研修会を開催して、制度の普及・促進を図るとともに国内産地の育成に資するよう積極的に取り組んでいる。

③「積極的な情報の収集・提供」については、現地調査や情報収集を基に農政の課題に対応した情報提供を行い、その内容に対して外部機関等からの反響が多くあり、また、外部情報誌等にも多数引用されている。さらに、外部の者を対象とした調査報告会等を開催するなど、国内外の重要情報の提供に取り組んでいる。

④「情報収集提供業務」において、出版物からホームページへの全面切替え等について検討が行われ、整理されている。

ホームページへの全面切替えについては、出版物による情報提供を望む声強いこと(アンケート結果では80%)から、現時点での

				<p>全面切替えは難しい。また、広告掲載については、出版物の発行部数が少ないこと等の制約がある中で、広告の勧誘や広告料金の收受などに係る新たなコストが発生することから、費用対収入を考えると困難である。</p> <p>⑤「消費者への情報提供」については、食育・食農教育の一環としての学校給食における地場産農産物の利用拡大という消費者の関心の高い情報を積極的に提供していく観点から、(社)全国学校栄養士協議会の協力の下、特に地場農産物を供給する生産者サイドと地場農産物を受け入れる学校給食関係者との連携の実態に着目し、群馬県高崎市、千葉県千葉市、愛知県常滑市、愛知県豊田市において現地調査を実施している。なお、平成19年度においては、これらの調査結果をホームページや情報誌に掲載することとしている。</p>
<p>1 畜産関係業務 畜産については、国の政策目標である「食料・農業・農村基本計画」(以下「基本計画」という。)に掲げる生乳及び牛肉の生産コストの2割程度の低減を通じた経営体質の強化等に資するよう、畜産物の価格安定に係る業務、畜産に係る補助事業等を以下のとおり実施する。</p>	<p>1 畜産関係業務</p>	<p>1 畜産関係業務</p>	<p>○1 畜産関係業務</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <p>指標の総数:39      評価aの指標数:39×2点=78点      評価bの指標数:0×1点=0点      評価cの指標数:0×0点=0点      合計 78点 (78/78=100%)</p>

<p>(1) 指定食肉の売買</p> <p>指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実施する。</p>	<p>(1) 指定食肉の売買</p> <p>指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を定期的に把握すること等により、買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実施する。</p>	<p>(1) 指定食肉の売買</p> <p>指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実施するために、指定食肉の需給動向を毎月(価格動向については毎日)把握する。</p>	<p>◇(1) 指定食肉の売買</p> <p>① 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から30業務日以内に買入れ又は売渡しを実施した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった(実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>② 指定食肉の需給動向の把握、業務の手順の点検(業務手順の点検は15年度のみ) a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>指定食肉の買入れには至らなかった。(価格動向)</p> <p>① 牛肉の価格については、7月27日に米国産牛肉の輸入が再開されたが、輸入数量が限定的なこと等から、年度を通じて安定基準価格を上回って推移した。</p> <p>② 豚肉の価格については、牛肉の代替需要等から年度を通じて、安定基準価格を上回って推移した。</p> <p>畜産物の価格安定を図るため、指定食肉について、日々の卸売価格等を把握(「畜産物卸売価格等の推移」)するとともに、食肉に関する各種統計資料及び機構が実施する「食肉保管状況調査」の結果等により、定期的に食肉の需給動向等を把握した(「牛肉・豚肉の需給動向等」他)。また、牛肉・豚肉の品目別輸入動向調査に係る分析検討委員会において、輸入商社から海外及び国内の需給動向について、濃密な情報の収集に努めた。</p> <p>さらに、米国産牛肉が18年7月27日から輸入再開となり、このことが指定食肉に与える影響を把握するため、牛肉の輸入動向及び豚肉の輸入数量についても注視した。</p>	<p>-</p> <p>a</p>
<p>(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定</p>	<p>(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握すること</p>	<p>(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管を開始するために、畜産物の需給動向を毎月(指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日)把握する。</p>	<p>◇(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>① 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管を開始した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助を実施するには至らなかった。</p>	<p>-</p>

<p>した日から14業務日以内に調整保管を開始する。 [参考]平成4年度実績:16業務日</p>	<p>等により、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管を開始する。 [参考]平成4年度実績:16業務日</p>		<p>満であった c: 達成度合は、50%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>② 畜産物の需給動向の把握、業務の手順の点検 (業務手順の点検は15年度のみ) a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>畜産物の価格安定を図るため、指定食肉について、日々の卸売価格等を把握(「畜産物卸売価格等の推移」)するとともに、食肉に関する各種統計資料及び機構が実施する「食肉保管状況調査」の結果等により、定期的に食肉の需給動向等を把握した(「牛肉・豚肉の需給動向等」他)。また、牛肉・豚肉の品目別輸入動向調査に係る分析検討委員会において、輸入商社から海外及び国内の需給動向について、濃密な情報の収集に努めた。</p> <p>さらに、米国産牛肉が18年7月27日から輸入再開となり、このことが指定食肉に与える影響を把握するため、牛肉の輸入動向及び豚肉の輸入数量についても注視した。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、畜産物の生産・流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、(i)国の補助事業を補完するためのもの、(ii)畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と</p>	<p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p>	<p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的・弾力的に実施する。</p>	<p>◇(3) 畜産に係る補助</p>		

<p>連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。</p>					
<p>① 学校給食用牛乳供給事業 学校給食用牛乳の供給合理化及び消費の拡大等を図るため、合理化施設機器の整備、供給条件の不利益な地域における輸送費等の掛増し経費の助成等を行う。</p>	<p>① 学校給食用牛乳供給事業 ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づき定められている学校給食供給目標について、牛乳に関する普及啓発等の推進により、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。</p> <p>イ 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、研修会の開催、相談員による指導等を行う、国等の行う事業・施策と相</p>	<p>① 学校給食用牛乳供給事業 ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を向上させるため、事業実施主体を通じて児童及び生徒等に対して、牛乳に関する副読本の配布等の普及啓発等を推進する。 同法に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を90%以上とする。</p> <p>イ 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、国等の行う事業・施策と相まって、HACCP承認工場の割合を中期目標の期間の終了時までに50%以上に引き上げることを目標に、事業実施主体による品質管理技術、衛生管理基準等に関する研修会の開催、相談員による指導等を行う。</p>	<p>① 学校給食用牛乳供給事業 ◇ア 学校給食供給目標の供給日数に係る達成率の向上 (ア) 学校給食供給目標に係る達成率 供給日数に係る達成率を、分母を小中学校の供給目標日数とし、分子を総供給実績数量を総供給人員で除して得た実績供給日数(1人1日当たり1本供給)とし、90%以上とする。 a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった  (イ) 牛乳に関する普及啓発等の推進 分母を副読本、クリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数とし、分子はこれを実施した事業実施主体数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 供給日数に係る達成率は93.3%であった。((総供給実績数量/総供給人員)/供給目標日数) なお、供給日数の達成に向けた事業実施計画に基づく確実な実施を図るため、岩手県など11県について巡回指導等を実施した。</p>	<p>a</p>
	<p>イ 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、研修会の開催、相談員による指導等を行う、国等の行う事業・施策と相</p>	<p>イ 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、国等の行う事業・施策と相まって、HACCP承認工場の割合を中期目標の期間の終了時までに50%以上に引き上げることを目標に、事業実施主体による品質管理技術、衛生管理基準等に関する研修会の開催、相談員による指導等を行う。</p>	<p>◇イ 品質管理技術等に関する研修会等の実施 分母を、学校給食用牛乳供給事業実施要綱に定める第3の1の学校給食用牛乳の合理化の計画承認をした各都道府県事業実施主体数とし、分子を実績のあった当該事業実施主体数とする。</p>	<p>【事業報告書の記述】 学校給食用牛乳の衛生管理研修会の計画承認を行った事業実施主体数30に対して、衛生管理研修会の開催の事業を実施した事業実施主体数は29であった。また、これらが効率的に実施されるよう巡回指導を行った。</p>	<p>a</p>



	<p>まっ、HACCP承認工場の割合を中期目標の期間の終了時まで50%以上に引き上げる。 [参考]平成14年度実績:44.1%</p>		<p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>		
<p>② 主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業</p> <p>衛生的かつ生産効率の高い乳業施設、産地食肉センター等の整備、畜産物の総合的な需給調整のための支援、国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のための普及啓発等を行う。</p>	<p>② 主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業</p> <p>ア 乳業の国際競争力を強化するため、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備を図る。</p> <p>イ 国産食肉の市場競争力の確保を図るため、食肉処理施設の再編合理化、衛生水準の高いモデル的な食肉処理施設の整備等を行う。</p> <p>ウ 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、栄養的価値等の</p>	<p>② 主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業</p> <p>ア 乳業の国際競争力を強化し、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備を図るため、衛生的・効率的乳業施設の整備計画を採択する。</p> <p>イ 食肉処理施設の整備等については、BSE問題から派生したせき柱・汚泥の処理等衛生・環境関連の施設整備計画を優先的に採択する。</p> <p>ウ 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行うとともに、各地で開催されるミートフェア等</p>	<p>② 主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業</p> <p>◇ア 衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備 (15年度は工事の進行状況等の把握 a: 実施した c: 実施しなかった) 分母を乳業施設の整備計画の採択件数とし、分子を乳業施設の a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>◇イ 衛生・環境関連の施設整備計画の優先的な採択 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 申請のあった需給調整拠点施設1件及び大型貯乳施設1件、合計2件の乳業施設の整備計画について、衛生面及び効率性の観点からの審査の上、採択し、それぞれ整備を行った。</p> <p>【事業報告書の記述】 衛生・環境関連の施設整備について優先的にヒヤリングを実施し、13件を採択した。なお、食肉処理施設の合理化整備を含め、全体で18件を採択した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
	<p>ウ 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、栄養的価値等の</p>	<p>ウ 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行うとともに、各地で開催されるミートフェア等</p>	<p>◇ウ 畜産物に係る知識等の普及度の向上 (ア) 普及啓発の実施 分母を事業実施主体のイベント等の催事の普及啓発の計画件数の合</p>	<p>【事業報告書の記述】 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進を図るため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい</p>	<p>a</p>

	PR、正しい知識の普及等の普及啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における畜産物に係る知識等の普及度を中期目標の期間の終了時まで5%以上向上させる。	の催事等において消費者等を対象に畜産物に係る知識等の普及度を測定する基準とするためのアンケート調査を行う。	計とし、分子を実施件数の合計とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった  (イ) アンケート調査の実施 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった  (ウ) 普及度の向上 [19年度のみ] 畜産物に関する知識等の普及度を15年度のアンケート結果の普及度に対して、5ポイント以上向上させる。  a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった	知識の普及啓発を行った。 これらの計画件数の合計37件に対して、実績は36件であった。  消費者等の国産食肉及び国産生乳・乳製品等に係る知識等の普及度を測定するため、アンケート調査を実施した。 その結果、畜産物に係る知識等の普及度は、国産食肉で66.9% (15年度62.5%、16年度56.9%、17年度63.3%)、国産生乳・乳製品等で62.4% (15年度58.9%、16年度60.5%、17年度61.0%)であった。 (参考)目標値: 国産食肉 67.5% 国産生乳・乳製品63.9%	a
③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業 畜産経営の安定化のための補てん金等の交付、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための機械施設の整備、飼料自給率の向上のための支援、	③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業 ア 肉用牛肥育経営者、肉用子牛生産者、肉専用種繁殖経営者等の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金	③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業 ア 肉用牛肥育経営安定対策事業に係る補てん金を迅速・的確に交付するため、補てん金の交付状況に応じて所要の基金造成を適切に行う。	③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業 ◇ア 肉用牛肥育経営安定事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成  a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった	【事業報告書の記述】 制度の周知徹底を図るため、6月に全国会議を開催するとともに、次期業務対象年間に向けての事業の円滑な推進を図る観点から、10月にも全国会議を開催した。 また、肉用牛肥育経営安定対策事業に係る補てん金を迅速・適確に交付するため、事業実施主体から四半期ごとに基金造成必要額の報告を受け、第1、第4四半	a

<p>ゆとりある経営のための外部化・協業化の推進、家畜伝染病のまん延防止のための互助活動への支援、負債整理のための資金の融通等を行う。</p>	<p>を交付する。</p>	<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)の管理基準について、簡易な措置により対応した農家等に対して、本事業により機械施設を整備するための所要額を早期に把握して基金造成を適切に行うとともに、民間団体等による指導の推進を図る。</p>	<p>◇イ 家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進</p>	<p>期に所要の基金造成(合計42.8億円)を行った。</p>	
イ	<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のため、機械施設の整備及び民間団体等による指導の推進を図る。</p>	<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)の管理基準について、簡易な措置により対応した農家等に対して、本事業により機械施設を整備するための所要額を早期に把握して基金造成を適切に行うとともに、民間団体等による指導の推進を図る。</p>	<p>(ア) リース事業による整備の進捗状況の把握に基づく所要(当面の必要額)の基金造成等による機械施設の整備の推進 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	【事業報告書の記述】	a
ウ	<p>飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、農薬等の使用量の低減、土壌流亡の防止等環境との調和を図りつつ、高位生産草地への転換を図る。</p>	<p>飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、土壌の分析・改良等による草地の改善、飼料利用の拡大のためのコンクール等を実施することにより、環境との調和を図った生産性の高い草地への転換を推進する。</p>	<p>◇ウ 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減のための生産性の高い草地への転換 分母を事業実施計画上の飼料作物の生産の振興等に係る助成面積(件数)とし、分子を事業実績上の助成面積(件数)とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 環境との調和を図った生産性の高い草地への転換については、事業実施計画上の助成面積6,958.5haに対して、事業実績上の助成面積は6,696.2haであった。また、飼料利用の拡大のためのコンクールについては、全国1回、各県8回開催した。</p>	a
エ	<p>ゆとりある畜産経営を実現するため、コントラクター(飼料生産受託組織)を育成・強化し効率的な飼料生産の受託システムを確立するとともに</p>	<p>ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、堆肥散布作業等の各作業毎に補助を行うとともに、ヘルパー制度の利用拡大を推進するための研修制度の充実、優良事業経営発表会での表彰等を行う。</p>	<p>◇エ ゆとりある畜産経営の実現 (ア) 効率的な飼料生産受託システムの確立 分母を事業実施計画上の飼料収穫作業、堆肥散布作業、耕起等作業等の各作業毎の実施件数とし、分子を事業実績上の各作業毎の実施件数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった</p>	【事業報告書の記述】	a
<p>ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、堆肥散布作業、耕起作業等の各作業について、コントラクター(飼料生産受託組織)が作業を実施した場合に、受託面積に応じた補助を行った。当該補助事業実施計画上の各作業の実施件数264件に対し、事業実績上の各作業の実施件数は259件であった。</p>					

	に、ヘルパー制度の利用拡大を図る。		<ul style="list-style-type: none"> <li>b: 達成度合は、50%以上90%未満であった</li> <li>c: 達成度合は、50%未満であった</li> </ul>			
			(イ) ヘルパー制度の利用拡大 分母を事業実施計画上のヘルパー制度の利用拡大のための研修及び表彰等の実施回数とし、分子を事業実績上の研修及び表彰の実施回数とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a: 達成度合は、90%以上であった</li> <li>b: 達成度合は、50%以上90%未満であった</li> <li>c: 達成度合は、50%未満であった</li> </ul>	<p>ゆとりある畜産経営を実現するため、ヘルパー研修会や優良ヘルパーの表彰を行った。</p> <p>当該研修会等に係る事業実施計画上の実施回数7回に対し、事業実績上の実施回数は7回であった。</p>	a
	オ 豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図るため、畜産農家等が自ら行う互助活動を支援し、共同消毒施設の整備等により養豚農家等の衛生水準を向上させる。	オ 家畜衛生互助制度の新事業対象年間(平成18年度～20年度)の発足に当たり、事業実施主体の実施するブロック会議に積極的に参加し、制度の普及に努める。	◇オ 養豚農家等の衛生水準の向上のための指導等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>a: 取り組みは十分であった</li> <li>b: 取り組みはやや不十分であった</li> <li>c: 取り組みは不十分であった</li> </ul>	【事業報告書の記述】 豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図る観点から、畜産農家等が自ら行う互助活動への支援を行うことを目的とした家畜衛生互助制度について、新事業対象年間(平成18年度～20年度)における制度の普及と事業の円滑な推進を図るため、全国会議2回、ブロック会議に7回参加し、制度の普及及び適正な執行のための指導を行った。	a
	カ 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行う。	カ 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行うとともに、生産者、県団体等に対する現地指導を行う。	◇カ 長期低利の借換資金の融通等に係る指導等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>a: 取り組みは十分であった</li> <li>b: 取り組みはやや不十分であった</li> <li>c: 取り組みは不十分であった</li> </ul>	【事業報告書の記述】 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等のための利子補給を実施するとともに、6県の現地指導を実施した。	a
④ 肉用牛の生産の合理化のための事業 肉用牛の生産基盤の安定的な発展のための改良増殖及び飼養	④ 肉用牛の生産の合理化のための事業 肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、改良増殖及び飼養管	④ 肉用牛の生産の合理化のための事業 肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、肉用牛の改良増殖を強化するための情報の収集・提供、分娩間隔の短縮等の生産性向上のための実証調査等を補助するとともに畜産新技	◇④ 肉用牛の生産の合理化のための事業	ア 生産性の向上のための実証調査等 分母を事業実施計画上の実施件数とし、分子を事業実績上の実施件数とする。	【事業報告書の記述】 肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、生産性の向上のための実証調査、分娩間隔や肥育期間の短縮等の事業に対する補助を行った。 事業実施計画上の実施件数40件に対	a

<p>管理技術の向上のための支援を行う。</p>	<p>理技術の向上のための新技術の実用化等の支援を行う。</p>	<p>術の実用化への支援等を行う。</p>	<p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 肉用牛ヘルパーの普及定着に向けた現地調査の実施〔15年度のみ〕 a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>ウ 畜産新技術の実用化等を図るための現地調査の実施 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>し、事業実績上の実施件数は40件であった。</p> <p>-</p> <p>肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、雌雄生み分けのための精子分別技術の実用化等に向けた事業に対して補助を行った。 また、事業実施主体から実施状況報告を徴収するとともに、3月には現地調査を実施することにより、事業の進捗状況を確認した。</p>	<p>-</p> <p>a</p>
<p>⑤ その他畜産の振興に資するための事業 BSE等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p>	<p>⑤ その他畜産の振興に資するための事業 ア 畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うとともに、牛肉のトレーサビリティ・システムの確立の支援を行う。</p>	<p>⑤ その他畜産の振興に資するための事業 ア 畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うためのシンポジウムの開催等を行う。</p>	<p>⑤ その他畜産の振興に資するための事業 ◇ア 知識の普及、安全性のPR、トレーサビリティ・システムの確立 (ア) 知識の普及、安全性のPR分母を事業実施計画上のシンポジウムの開催等の件数とし、分子を事業実績上の実施件数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった  (イ) 牛肉のトレーサビリティ・システムの確立のための支援 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うためのシンポジウムを事業実施計画上の開催等の件数5回に対して、5回開催した。</p> <p>-</p>	<p>a</p> <p>-</p>
	<p>イ 生産者、卸売業</p>	<p>イ 既に実施している大家畜経営改善</p>	<p>◇イ 生産者に対する運転資金の融通</p>	<p>【事業報告書の記述】</p>	

	者、小売業者等に対する運転資金の融通、債務保証等を行うとともに、BSE発生農家等への支援を行う。	償還推進資金等の円滑な償還を推進するため、生産者等、県団体等に対する現地指導を行うとともに、BSE発生農家等への支援を行う。	等、BSE発生農家等への支援 (ア) 生産者、卸売業者、小売業者等に対する運転資金の融通、債務保証等の指導 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった  (イ) BSE患畜の発生に伴う、生産農家等への支援 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった	食肉処理販売等緊急特別対策事業に係る現地調査を、指導の対象となった徳島県について12月に実施し、平成19年2月に償還が完了した。  BSE患畜の発生による生産農家等への支援を行うため、代替牛の導入に要する経費の補助等を実施した。	a  a
	ウ 肉骨粉の適正な処分を推進し、安全な肉骨粉の供給体制を整備するとともに、死亡牛の適切な検査・処理を推進する。	ウ 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地指導を行う。	◇ウ 安全な肉骨粉の供給体制の整備等 (ア) 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地調査の実施  a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった  (イ) 死亡牛の適切な検査・処理の推進 [15,16年度のみ] a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった	【事業報告書の記述】  畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するため、調査計画に基づき、16カ所について現地調査を実施した。  -	a  -
	エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。	エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、国と連携して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を速やかに行う。	◇エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施  a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)	【事業報告書の記述】 平成19年1月に宮崎県及び岡山県で発生した高病原性鳥インフルエンザに対応し、防疫に関する知識の普及啓発及びウイルス侵入防止体制の整備を行うため、高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業を3月に創設した。	a
(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付	(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付	(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付	(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付		

<p>① 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。 [参考]平成14年度実績:21業務日</p>	<p>① 生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。 [参考]平成14年度実績:21業務日</p>	<p>① 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付するため、指定生乳生産者団体に対する円滑な事務処理体制についての指導等を行う。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>◇① 交付業務の迅速化</p> <p>ア 18業務日以内の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 迅速な書類審査体制の構築及び経理部との連携の強化、指定生乳生産者団体に対する指導 (迅速な書類審査体制の構築及び経理部との連携の強化は15年度のみ)</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>指定生乳生産者団体からの加工原料乳生産者補給交付金の交付申請については、支払請求件数46件に対して、18業務日以内に交付を行った件数は46件であった。</p> <p>加工原料乳生産者補給交付金を18業務日以内に交付するため、事務処理の迅速化等についての文書を指定生乳生産者団体に送付し、生産者補給交付金交付事務の一層の迅速化について指導を行った。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>② ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表する。 [参考]平成14年度実績:12業務日</p>	<p>② ホームページ等において、事務手続きの合理化等により、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表する。 [参考]平成14年度実績:12業務日</p>	<p>② ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表するため、都道府県及び指定生乳生産者団体との連携を行う。</p>	<p>◇② 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>ア 10業務日以内の公表 分母を公表回数とし、分子を10業務日以内に公表した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は90%以上であった b: 達成度合は50%以上90%未満であった c: 達成度合は50%未満であった</p> <p>イ 都道府県及び指定生乳生産者団体との連携</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>ウ ホームページにおける公表様式の検討、作成[15年度のみ]</p> <p>a: 実施した</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表については、公表回数12回に対して、10業務日以内に公表した回数は12回であった。</p> <p>10業務日以内に情報を公表するため、「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」を作成し、都道府県及び指定生乳生産者団体に送付し、都道府県及び指定生乳生産者団体との相互連絡等について指導を行った。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
			<p>ウ ホームページにおける公表様式の検討、作成[15年度のみ]</p> <p>a: 実施した</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

			c: 実施しなかった		
(5) 指定乳製品等の輸入・売買	(5) 指定乳製品等の輸入・売買	(5) 指定乳製品等の輸入・売買	(5) 指定乳製品等の輸入・売買		
<p>① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡しを行う。 [参考]平成9年度実績:57日(大洋州産以外のものは84日)</p> <p>② 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品</p>	<p>① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、事務処理の迅速化、輸入業務関係者に対する指導の強化等により、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡しを行う。 [参考]平成9年度実績:57日(大洋州産以外のものは84日)</p> <p>② 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入する。</p>	<p>① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に指定乳製品等の輸入及び売渡しを行うため、以下のとおり輸入業務関係者に対する指導強化等を行う。</p> <p>ア 輸入業務の委託先となる指定商社に対し、迅速な輸入手続き等に係る説明・指導を行う。</p> <p>イ 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫に対し、万全な荷扱い等に係る説明・指導を行う。</p> <p>② 国家貿易機関として、平成18年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てとする。</p>	<p>◇① 価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合の指定乳製品等の輸入及び売渡し</p> <p>ア 農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)の売渡しの実施分母を農林水産大臣の輸入承認に係る輸入の実施回数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡入札に付した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった(実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>イ 指定商社に対する説明・指導 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>ウ 指定倉庫に対する説明・指導 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>◇② 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入手当て分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 (15年度は通知を受けた数量から上期に輸入手当てした数量を除いた数量)</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれのある状況に至らなかったため、輸入・売渡しは実施しなかった。</p> <p>指定商社に対し、迅速な輸入手続等に関する説明・指導の会議を開催した。</p> <p>指定倉庫に対し、万全な荷扱い等に関する説明・指導の会議を開催した。</p> <p>【事業報告書の記述】 国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について輸入契約を締結した。 i) 国から通知を受けた数量 137,202トン ii) 輸入入札に付した数量 バター 8,127トン ホエイ・調製ホエイ 6,182トン</p>	<p>-</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>



の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。  
また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

◇③ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等  
ア 指定乳製品等の的確な売り渡し  
分母を国が指定する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。  
a: 達成度合は、100%以上であった  
b: 達成度合は、70%以上100%未満であった  
c: 達成度合は、70%未満であった

デAIRリースプレッド 2,000トン  
全乳換算 137,202トン  
注)バター、ホエイ・調製ホエイについては、重複して輸出入札に付した分を全乳換算から除外した。

【事業報告書の記述】  
四半期ごとに農林水産省生産局長あてに通知している売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デAIRリースプレッドを売渡入札に付した。

	売渡計画	売渡入札
i) バター		
第1四半期	232	232
第2四半期	837	837
第3四半期	1,087	1,087
第4四半期	1,275	1,275
合計	3,428	3,428
ii) 脱脂粉乳		
第1四半期	1,051	1,051
第2四半期	1,791	1,791
第3四半期	1,238	1,238
第4四半期	-	-
合計	4,080	4,080
iii) ホエイ及び調製ホエイ		
第1四半期	-	-
第2四半期	2,000	2,000
第3四半期	3,295	3,295
第4四半期	887	887
合計	6,182	6,182
iv) デAIRリースプレッド		
第1四半期	-	-
第2四半期	-	-
第3四半期	2,000	2,000
第4四半期	-	-
合計	2,000	2,000

a

			<p>イ 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握  a: 取り組みは十分であった  b: 取り組みはやや不十分であった  c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>毎月、各種統計や需要者からの情報収集により、指定乳製品・飲用牛乳等の需給・価格動向を把握した。</p> <p>四半期ごとの大手需要者との情報交換会を開催したほか、需要者セミナー等を実施した。</p>	a
<p>③ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>④ ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>④ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>◇④ 売買実績に係る情報の公表  ア 翌月の20日までの公表  分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。  a: 達成度合は、90%以上であった  b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 事務処理体制の整備、公表様式の検討、作成 [15年度のみ]  a: 実施した  c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】  前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおける12回の公表回数のうち、翌月の20日までに公表した回数は12回であった。</p> <p>-</p>	a
<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付  ① 指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。  [参考]平成13年度実績:32業務日  (平成14年度は、BSE対策に伴い変則的な対応を実施)</p>	<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付  ① 交付業務の迅速化  生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に交付する。  また、肉用子牛生産者補給金制度の円滑化を図るため、国の</p>	<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付  ① 交付業務の迅速化  指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に生産者補給交付金等を交付するため、必要に応じて会議を開催し、早期の交付申請等について指定協会に対する指導を行う。  また、個体登録申込等手続きの円滑化を図るため、平成15年度に開発した国の家畜個体識別システムとの連携システムを対応可能な指定協会に導入する。</p>	<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付  ◇① 交付業務の迅速化  ア 28業務日以内の交付  分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を28業務日以内に交付を完了した回数とする。  a: 達成度合は、90%以上であった  b: 達成度合は、50%以上90%未満であった  c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】  17年度第4四半期分～18年度第3四半期分に係る生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請書を受理した日から28業務日以内に全て交付した(6回/6回)。  第4四半期  生産者補給交付金 23業務日  生産者積立金 20業務日  第1四半期  生産者補給交付金 発動なし  生産者積立金 25業務日  第2四半期  生産者補給交付金 22業務日  生産者積立金 24業務日</p>	a

	<p>家畜個体識別システムとの連携を進める。 [参考]平成13年度実績:32業務日(平成14年度は、BSE対策に伴い変則的な対応を実施)</p>		<p>イ 事務処理体制の整備、指定協会に対する指導 (事務処理体制の整備は15年度のみ) a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>ウ 国の家畜個体識別システムとの連携システムの開発、対応可能な指定協会への導入、これに係る研修の実施 (連携システムの開発は15年度のみ)  a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>第3四半期 生産者補給交付金 発動なし 生産者積立金 26業務日</p> <p>生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請書を受理した日から28業務日以内に交付するため、事務処理スケジュールの遵守等の徹底について、全国会議を開催して指導するとともに、指定協会に対して、四半期毎に事務連絡文書を発出して周知した。また、既存の補給金制度に係る指導マニュアルを補充・改定し、全国会議で配布して指導した。</p> <p>全国会議開催 4月21日 2月13~16日 事務連絡文書発出 6月30日 9月28日 12月26日 3月27日</p> <p>国の家畜個体識別システムとの連携システムについて、指定協会の導入状況を9月末現在で点検し、システム導入による効率化が可能な13協会を対象に、システム研修会を行う(12月19日)とともに、当該13協会について導入を促進した結果、13協会の全てにシステムが導入された。</p> <p>[特記事項] 本年度のシステム導入促進の取り組みにより、本年度中に13協会でシステムの導入が行われ、この結果、導入が不必要な小規模の3協会を除く、当初予定の44協会の全てにおいて、1年前倒しでシステムの導入が完了した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>② ホームページ等において、生産者補給交付金の</p>	<p>② 交付状況に係る情報の公表 ホームページ</p>	<p>② 交付状況に係る情報の公表 ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、</p>	<p>◇② 交付状況に係る情報の公表 ア 10業務日以内の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金</p>	<p>【事業報告書の記述】 全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から10業務日以</p>	<p>a</p>

	<p>交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表する。</p>	<p>等において、事務処理体制の整備等により、生産者補給金交付の状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表する。また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書(葉書)を送付し、情報提供の質の向上を図る。</p>	<p>全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表するとともに、指定協会を対象とした事務処理の適正実施のための会議を開催する。</p> <p>イ 肉用子牛生産の安定に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書(葉書)の活用を行う。</p>	<p>を交付した回数とし、分子を10業務日以内に公表を行った回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 生産者補給金交付通知書(葉書)活用方策についての検討、活用(活用方策の検討は15年度のみ)</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>内に、ホームページにおいて、17年度第4四半期分～18年度第3四半期分に係る交付状況を公表した。(4回/4回) また、事務処理の適正実施を図るため、4月21日に全国会議を開催した。</p> <p>生産者補給金交付通知書(葉書)の裏面を活用し、肉用子牛生産者に対し、トレーサビリティ制度に基づく出生、異動等の届出の早期化等呼びかけた。</p> <p>a</p>
<p>2 野菜関係業務 野菜については、基本計画に掲げる担い手を中心とした生産・供給体制の確立、低コスト温室の開発・普及等による低コスト生産等が可能な競争力の高い産地の育成及び消費者や実需者等の視点に立った加工・業務用需要への対応やより新鮮、安心で高品質な野菜の供給等に向けた取組の強化に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を</p>	<p>2 野菜関係業務</p>	<p>2 野菜関係業務</p>	<p>○2 野菜関係業務</p>	<p>指標の総数:6 評価aの指標数:6×2点=12点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 12点 (12/12=100%)</p>	<p>A</p>

<p>有する野菜価格安定制度に係る業務を以下のとおり実施する。</p>					
<p>(1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。 [参考]平成14年度実績:15業務日</p>	<p>(1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数を増加することにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。 [参考]平成14年度実績:15業務日</p>	<p>(1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。 また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。</p>	<p>◇(1) 交付申請を受理した日から12業務日以内の交付</p> <p>① 仕組み・手順の確立 [15年度のみ] a: 確立した c: 確立しなかった</p> <p>② 仕組み・手順の確立後における12業務日以内の交付 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち12業務日以内に交付した件数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>③ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について全国会議等での指導及び現地指導の実施[16年度以降の指標]  a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>-</p> <p>生産者補給交付金等の交付申請の総件数1397件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付した件数は1397件(100%)であった。</p> <p>5月11日から31日にかけてブロック会議(全国9ブロック)、7月5日から7日にかけて担当者研修会、2月9日に登録出荷団体協議会、9月7日から12月8日にかけて現地指導(登録出荷団体11カ所、農協22カ所)を実施し、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。また、県連開催の農協研修会においても現地指導(3県)を実施した。</p> <p>[特記事項] ① 19年度から担い手を中心とした産地</p>	<p>-</p> <p>a</p> <p>a</p>

				<p>への重点支援のため、産地を3区分して補てん率に差を設ける等の制度変更が行われることとなった。この制度変更に対応するため、従来の業務システム(予約・資金管理、交付金算定等)を大幅に変更し、新たな業務を円滑に実施する新システムを構築した。</p> <p>② 平均販売価額等は、従来、機構が関係登録出荷団体に通知し、それを当該団体が関係農協に通知していたことから、指定野菜価格安定対策事業に加入している生産者は、補給金が交付されるか否かを補給金交付前に知ることができなかった。しかしながら、生産者に補給金が交付される状況を早期に知らせることにより、農協からの補給金の早期交付が期待できることから、19年3月から平均販売価額等をホームページに掲載した。</p>	
<p>(2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。 [参考]平成14年度実績:60業務日</p>	<p>(2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数を増加すること等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。 [参考]平成14年度実績:60業務日</p>	<p>(2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。 また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。 併せて、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、生産者と実需者などの連携を進めるため、農林水産省及び関係機関と協力し、全国、農政局単位及び都道府県単位で協議会等を開催する。 さらに、マニュアル等の作成・配布、登録出荷団体等の研修会等を通じて制度の普及を図る。</p>	<p>◇(2) 交付申請を受理した日から40業務日以内の交付</p> <p>① 仕組み・手順の確立 [15年度のみ] a: 確立した c: 確立しなかった</p> <p>② 仕組み・手順の確立後における40業務日以内の交付 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち40業務日以内に交付した件数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>③ 申請様式の簡素化の検討及び必要に応じた簡素化の実施 [15年度のみ] a: 簡素化した又は簡素化の必要がなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>-</p> <p>生産者補給交付金等の交付申請は8件あり、全て登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付した。</p> <p>-</p>	<p>-</p> <p>a</p> <p>-</p>

			<p>c: 必要はあったが、簡素化を行わなかった</p> <p>④ 登録出荷団体等に対する申請書類の整備等に係る研修会の開催</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>⑤ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について全国会議等での指導及び現地指導の実施[16年度以降の指標]</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>5月11日から5月31日にかけて開催したブロック会議(全国9ブロック)、7月5日から7月7日に開催した担当者研修会及び2月9日に開催した登録出荷団体協議会において、申請書類の整備等についての普及・指導を行った(マニュアル等の作成・配布を含む。)</p> <p>5月11日から5月31日にかけて開催したブロック会議(全国9ブロック)、7月5日から7月7日に開催した担当者研修会及び2月9日に開催した登録出荷団体協議会において、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導し、さらに9月20日に1件現地調査を行い、迅速な交付の指導を行った。</p> <p>[特記事項]</p> <p>① 加工・業務用需要への対応を促進する観点から、全国規模の生産者と実需者との交流会を開催するとともに、ブロックごとに生産者又は実需者の現地研修会を開催した。また、全国交流会において実施したセミナーの内容を機構ホームページに掲載した。</p> <p>② 平成19年度に契約野菜安定供給事業の運用改善が実施されることを踏まえ、出荷団体等から意見を聴取するとともに、これまでの知見をもとに、農林水産省に改善内容の提言を行った結果、提案に即した改善が行なわれることとなった。</p> <p>③ 指定産地は、国が指定し公示するものの、関係者以外はその内容を一覧することができなかった。このため、契約取引を実施しようとする実需者等の国内産地活用を促進する観点により、19年3月から野菜指定産地情報をホームページに掲載した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
--	--	--	--	--	-------------------

<p>(3) ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等に係る情報を、原則として四半期ごとに公表する。 [参考]平成14年度実績:年1回</p>	<p>(3) 野菜価格安定制度の実施状況について、原則として四半期ごとに、制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等をホームページ、広報誌等により公表する。 [参考]平成14年度実績:年1回</p>	<p>(3) 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量については、登録出荷団体等からの申込期限到来後速やかに(指定野菜価格安定対策事業にあつては、4月、6月、7月及び9月。契約指定野菜安定供給事業にあつては、4月から7月まで及び9月から翌年1月までの毎月。)、交付実績については、毎月、ホームページ及び広報誌により公表する。</p>	<p>◇(3) 公表項目、公表様式の検討、作成 [15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>◇(4) 交付予約数量等のホームページ、広報誌等による公表 [16年度以降の指標] 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量については、登録出荷団体等からの申込期限到来後速やかに(指定野菜価格安定対策事業にあつては、4月、6月、7月及び9月。契約指定野菜安定供給事業にあつては、4月から7月まで及び9月から翌年1月まで。)、交付実績については、毎月、ホームページ及び広報誌により公表する。 分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>-</p> <p>交付実績等について、毎月、ホームページ、広報誌に公表した。</p>	<p>-</p> <p>a</p>
<p>3 砂糖関係業務 てん菜については、基本計画に掲げる高性能機械化体系の確立、直播栽培技術の改善等による生産コストの1</p>	<p>3 砂糖関係業務</p>	<p>3 砂糖関係業務</p>	<p>○3 砂糖関係業務</p>	<p>指標の総数:11 評価aの指標数:11×2点=22点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 22点 (22/22=100%)</p>	<p>A</p>



<p>割程度の低減及び需要動向に応じた作付指標の作成とこれに基づく計画的生産の推進、さとうきびについては、基本計画に掲げる担い手の生産規模の拡大、機械化一貫体系の確立等による労働時間の2割程度の低減及び優良品種の育成・普及、収穫作業の平準化による適期植付、早期株出管理の実施等を通じた単収の向上・安定化による生産コストの2割程度の低減に資するよう、砂糖の価格調整に係る業務及び砂糖に係る補助業務を以下のとおり実施する。</p>					
<p>(1) 砂糖の価格調整</p> <p>① 国内産糖交付金については、国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>(1) 砂糖の価格調整</p> <p>① 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以</p>	<p>(1) 砂糖の価格調整</p> <p>① 国内産糖交付金については、国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>(1) 砂糖の価格調整</p> <p>◇① 交付業務の迅速化 ア 18業務日以内の交付分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しや糖、沖縄県産甘しや糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。</p>	<p>【事業報告書の記述】 国内産糖交付金については、交付申請があった申請書受理期39回に対して、交付申請を受理した日から18業務日以内に交付を完了した期は39回であった。平成18年度の国内産糖交付金交付件数は671件となった。地方事務所等においては、申請書の審査、受理を行うととも</p>	<p>a</p>

<p>[参考]平成14年度実績:20業務日</p>	<p>内に交付する。 [参考]平成14年度実績:20業務日</p>		<p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>に、交付決定要件を満たすか否かを判断する検査を検査機関に指示し、検査結果に基づく交付決定数量を確定の上、本部が交付金を交付した。</p>	
<p>② ホームページ等において、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。 [参考]平成14年度実績:翌月の30日</p>	<p>② ホームページ等において、事務手続きの合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。 [参考]平成14年度実績:翌月</p>	<p>② ホームページ等において、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>◇② 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表</p> <p>ア 翌月の20日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 集計事務の合理化、報告期限の見直し、進行管理の強化 [15年度のみ]</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量のホームページ等における公表については、公表回数12回に対して翌月の20日までに公表した回数は12回であった。 平成18年度の輸入指定糖・異性化糖等の売買件数等は2,643件となった。地方事務所等においては、売買申込書等の審査・受理、売買契約、売買契約解除、売買差額返還等の業務を行うとともに、契約実績等を本部に報告した。本部では納付された売買契約に係る収入(売買差額)を一括管理するとともに、売買差額の返還に伴う支払を行った。</p>	<p>-</p> <p>a</p> <p>-</p>
<p>(2) 砂糖に係る補助 砂糖に係る補助事業は、砂糖又はてん菜・さとうきびの生産・</p>	<p>(2) 砂糖に係る補助 砂糖に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を</p>	<p>(2) 砂糖に係る補助 砂糖に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p>	<p>◇(2) 砂糖に係る補助</p>		

<p>流通の合理化を図るための事業 その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で、(i)国の補助事業を補完するためのもの、(ii)砂糖をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。</p>	<p>確保しつつ、平成17年度までに集中的に行い、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p>			
<p>① 砂糖の生産・流通の合理化のための事業</p>	<p>① 砂糖の生産・流通の合理化のための事業</p>	<p>① 砂糖の生産・流通の合理化のための事業</p>		
<p>国内産糖企業・精製糖企業における製造コストの低減等を促進するため、効率的な製造設備の整備、従業員の早期退職の促進等を行う。</p>	<p>国内産糖企業・精製糖企業における製造コストの低減等を促進するため、以下の措置を講じる。</p>	<p>◇ア てん菜糖企業における、集荷製造流通コストの低減に向けた環境・省エネ設備の整備・導入等</p>	<p>【事業報告書の記述】</p>	
<p>ア てん菜糖企業については、集荷製造流通コストの低減に向けた</p>	<p>43</p>			

環境・省エネ設備の整備・導入等を図る。

(ア) 中間受入場の集約等の原料集荷に係る輸送コスト及び受入作業コストの縮減に資する設備の整備・導入等  
分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

(イ) てん菜糖の製造経費の縮減に資する設備の整備・導入等  
分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

(ウ) ライムケーキ及び余剰汚泥等の減量化・再資源化に資する農業機械等の導入  
分母を機械等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

(エ) 省エネルギー化に資する設備の整備・導入等  
分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった

	<p>イ 甘しや糖企業については、集荷製造コスト低減に向けた管理部門におけるシステム化等を図る。</p>	<p>c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>◇イ 甘しや糖企業における、集荷製造コスト低減に向けた管理部門のシステム化等</p> <p>(ア) 甘しや糖の製造経費の縮減に資する設備の整備・導入等 分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(イ) 省エネルギー化に資する設備の整備・導入等 分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p>-</p> <p>-</p>
	<p>ウ 精製糖企業については、製造部門の合理化の促進等を図る。</p>	<p>◇ウ 製造設備の廃棄等、製造部門の合理化の促進等 分母を精製糖企業合理化促進計画数とし、分子をその実績数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>② 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業 てん菜・さとう</p>	<p>② 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業 てん菜・さとう</p>	<p>① 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業 てん菜・さとうきびの生産・流通コストの低減を促進するため、以下の措置を講じる。</p>	<p>② 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業</p>		

<p>きびの生産・流通コストの低減を促進するため、てん菜については、直播栽培の促進、優良品種の導入、集出荷の合理化等、さとうきびについては、生産性の向上に必要な技術の普及、優良品種の導入等を行う。</p>	<p>きびの生産・流通コストの低減を促進するため、以下の措置を講じる。</p> <p>ア てん菜については、直播栽培用の農業機械の導入、優良品種の導入、集出荷の合理化等を行う。</p>	<p>ア てん菜</p> <p>(ア) 育苗費、ハウス経費及び労働力の削減を図るため、直播栽培の普及割合が大きい北海道南部の集荷区域を中心として、現地説明会を開催すること等により、直播栽培の促進に資する農業機械の導入等について支援する。</p> <p>(イ) 直播栽培の生産の安定化を図るため、現地説明会を開催すること等により、湿害対策に資する簡易な作業機械の導入等について支援する。</p>	<p>◇ア てん菜における、直播栽培用の農業機械の導入、優良品種の導入、集出荷の合理化等の実施</p> <p>(ア) 直播栽培の促進に資する農業機械の導入等 分母を農業機械の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(イ) 湿害対策に資する簡易な作業機械の導入等 分母を作業機械の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(ウ) 海外から導入した耐病性遺伝資源の増殖及び早期育成の促進 分母を増殖のための事業計画上の母根生産量とし、分子を事業実施上の母根生産量とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>てん菜の生産コストの低減を促進するため、てん菜生産構造改革特別対策基金事業により事業対象地区の農業協同組合等に直播栽培の促進に資する農業機械の導入を図った。 事業実施計画上の導入数16台に対して、実績は16台であった。</p> <p>直播栽培の生産の安定化を図るため、てん菜生産構造改革特別対策基金事業により、事業対象地区の農業協同組合等に湿害対策に資する簡易な作業機械の導入を図った。 事業実施計画上の導入数6台に対して、実績は6台であった。</p> <p>-</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>-</p>
--	--	--	---	--	----------------------------

			<p>(エ) 播種作業等の省力化のための農業機械等の開発 分母を機械の事業計画上の開発数とし、分子を事業実施上の開発数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(オ) 品質管理の徹底に資する貯蔵機材等の導入 分母を貯蔵器材等の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	-	-
	<p>イ さとうきびについては、ハーベスター等農業機械の導入、生産法人の育成、優良品種の導入等を行う。</p>	<p>イ さとうきび</p> <p>(ア) さとうきびの生産拡大を図るため、現地説明会を開催すること等により、規模拡大志向者等への農地集積の支援及び規模拡大に対応した機械化一貫体系の確立に資するための農業機械の導入等について支援する。</p> <p>(イ) さとうきびの生産コスト削減を図るため、現地説明会を開催すること等により、収穫機械等の整備・導入等を行うとともに、施肥体系を含めた栽培技術の検討及びその普及について支援する。</p>	<p>◇イ さとうきびにおける、ハーベスター等農業機械の導入、生産法人の育成、優良品種の導入等</p> <p>(ア) 農地集積の支援 分母を事業計画上の農地集積面積及び小規模荒廃地農地再整備面積とし、分子を事業実績上の農地集積面積及び小規模荒廃地農地再整備面積とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(イ) 収穫機械等の整備・導入等 分母を収穫機械等の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>さとうきびの生産拡大を図るため、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、事業対象地区の農業協同組合等による農地集積等の活動に資する支援を行った。 事業実施計画上の整備計画数2, 855. 5aに対し、実績は2, 855. 5aであった。</p> <p>さとうきびの生産コストの削減を図るため、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、事業対象地区の農業協同組合等に収穫機械等の導入を図った。 事業実施計画上の導入数66台に対し、実績は66台であった。</p>	<p>a</p> <p>a</p>

			<p>b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(ウ) 施肥体系を含めた栽培技術の検討及びその普及 分母を検討会の事業計画上の実施数とし、分子を事業実績上の実施数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(エ) 病害虫の防除及び優良種苗の供給等 分母を病害虫の防除資材及び優良種苗の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>施肥体系を含めた栽培技術の検討及びその普及を図るため、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、事業対象地区の農業協同組合等による検討会の開催についての支援を行った。 事業実施計画上の実施回数3回に対し、実績は3回であった。</p> <p>さとうきびの単収・品質の向上を図るため、さとうきび増産プロジェクト基金事業により、事業対象地区の農業協同組合等による優良種苗の導入を図った。 事業実施計画上の導入数260, 470本に対し、実績は260, 470本であった。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>③ 砂糖に対する理解の促進のための事業</p> <p>消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行う。</p>	<p>③ 砂糖に対する理解の促進のための事業</p> <p>消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における砂糖の効用等に対する理解度を15年度と比</p>	<p>② 砂糖に対する理解の促進のための事業</p> <p>消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する正しい情報の提供を図るため、以下の措置について支援する。</p> <p>ア 新聞雑誌等の媒体を活用した情報の提供を行うとともに、オピニオンリーダーの育成等による砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行う。</p>	<p>◇③ 砂糖に対する理解の促進のための事業</p> <p>ア オピニオンリーダーの育成等による砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>オピニオンリーダーの育成等による砂糖に対する消費者の理解の促進を図るため、砂糖消費拡大推進事業により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットの作成・配布</li> <li>・ポスターの作成・配布</li> <li>・新聞・雑誌への広告掲載</li> <li>・オピニオンリーダー等に対し、勉強会の開催等</li> <li>・子どもの作品コンクールの開催</li> </ul>	<p>a</p>



	較し5%以上向上させる。								
		イ 消費者を対象に「砂糖の効用」及び「砂糖の誤解」等をテーマとしたシンポジウム等を全国の主要都市において、2回以上開催する。	イ 消費者を対象としたシンポジウムの開催(年度計画の回数に対して) a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった					等の普及・啓発を行った。	
		ウ 消費者等を対象に砂糖の効用等に対する理解度を測定するためのアンケート調査を行う。	ウ 砂糖の効用等に対する理解度を測定するためのアンケート調査の実施 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった					砂糖の効用等に対する理解度を測定するため、アンケート調査の実施をシンポジウムに併せて実施した。 アンケート調査を3回(名古屋、大阪、東京)実施し、理解度は76.5%であった。	a
			エ 理解度の向上 [19年度のみ] 砂糖の効用等に対する理解度を15年度の結果に対して5ポイント以上向上させる。 a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった					-	-
4	蚕糸関係業務	4 蚕糸関係業務	4 蚕糸関係業務	○4 蚕糸関係業務					
	蚕糸については、蚕糸業の経営の安定等に資するよう、生糸の輸入調整に係る業務及び蚕糸に係る補助業務を以下のとおり実施する。								
(1)	生糸の輸入調整	(1) 生糸の輸入調整	(1) 生糸の輸入調整	(1) 生糸の輸入調整					
①	国産生糸の価格が著しく騰貴	① 国産生糸の価格が著しく騰貴	① 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる	◇① 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認めら					
								指標の総数:4 評価aの指標数:4×2点=8点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 8点 (8/8=100%)	A
								【事業報告書の記述】	

<p>し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときは、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結する。 〔参考〕平成元年度実績：15業務日</p>	<p>し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときは、事務処理の迅速化等により、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結する。 〔参考〕平成元年度実績：15業務日</p>	<p>場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときは、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結するため、市場価格の動向と需給状況を日々把握する。</p>	<p>れる場合における輸入によって保有する生糸の売渡</p> <p>ア 13業務日以内の売買契約の締結 分母を売渡し入札における落札者数とし、分子を13業務日以内に売買契約を締結した者の数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>イ 市場価格の動向と需給事情の日々の把握、過去の事例を参考にした業務の手順の点検(業務の手順の点検は15年度のみ)</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められなかったため、生糸の輸入及び売渡しを実施しなかった。</p> <p>生糸の輸入及び売渡しに備え、生糸の現物価格及び先物相場並びに市中在庫の日計表を作成し、市場の動向と需給事情を日々把握した。</p>	<p>-</p> <p>a</p>
<p>② ホームページ等において、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>② ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>② ホームページ等において、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>◇② 売買実績に係る情報の公表</p> <p>ア 翌月の20日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 集計事務の合理化、進行管理の強化 [15年度のみ] a: 実施した</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>ホームページにおける、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績の公表については、公表回数12回に対して翌月20日までに公表した回数は12回であった。平成18年度の輸入生糸の売買件数は891件となり、地方事務所においては、売買申込書の審査、受理及び売買契約を行うとともに、契約実績を本部に報告した。本部では、納付された売買契約に係る収入(売買差額)を一括管理した。</p>	<p>a</p> <p>-</p>

<p>(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>蚕糸に係る補助事業は、繭の高品質化、養蚕作業の省力化・効率化等の取組を通じ、蚕糸業の経営の安定を図る事業であって、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。</p>	<p>(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>蚕糸に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>具体的には、繭の品質評価システムの導入によって高品質繭の生産誘導を図るとともに、養蚕文化継承地域において、共同飼育した稚蚕を養蚕農家へ配蚕することにより、養蚕作業の省力化・効率化を図ることを目的とする繭糸の生産・流通の合理化のための事業を実施する。</p>	<p>(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>蚕糸に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>繭糸の生産・流通の合理化のための事業</p> <p>高品質繭の生産誘導を図るため、平成18年産の繭代について、繭の品質(解じょ率・選除繭歩合)に応じた補給金を全国の養蚕農家に交付する。</p> <p>また、群馬、福島県等の養蚕文化継承地域における養蚕作業の省力化・効率化を図るため、養蚕農家へ1～3令まで共同飼育した稚蚕の配蚕について支援する。</p>	<p>c: 実施しなかった</p> <p>◇(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>◇① 繭糸の生産・流通の合理化のための事業</p> <p>ア 高品質繭の生産誘導を図るための補給金及び奨励金の交付</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>イ 1～3令までの共同飼育した稚蚕の配蚕</p> <p>分母を事業計画上の3令まで共同飼育する飼育所数とし、分子を事業実績上の3令まで共同飼育した飼育</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>高品質繭の生産誘導を図るため、約502トンの繭を対象として、春、初秋、晩秋の各蚕期ごとに、品質に応じた補給金を交付した。また、当該補給金が繭生産農家に支払われたことを事業実施主体の帳簿等により確認した。</p> <p>事業実施計画を承認した21カ所の飼育所すべてで、稚蚕の3令までの共同飼育が行われたことを確認した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>5 情報収集提供業務</p> <p>基本計画に掲げる望ましい食料消費の姿、食料の健康に果たす役割等についての理解を深めるとともに、基本</p>	<p>5 情報収集提供業務</p>	<p>5 情報収集提供業務</p>	<p>○5 情報収集提供業務</p>	<p>指標の総数:27 評価aの指標数:27×2点=54点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 54点 (54/54=100%)</p>	<p>A</p>

<p>計画に掲げる農業生産に関する課題の解決、食品安全に係るリスクコミュニケーションの充実等に資するよう、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。</p>	<p>(1) 情報検討委員会の設置と積極的な情報の収集・提供</p> <p>① 農畜産業の動向及び関係者、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た分野別の情報検討委員会を年1回開催し、18年度の情報収集提供業務の実施状況及び19年度の計画等について検討する。</p> <p>② 農畜産業経営の安定、食品のリスクコミュニケーションの充実に資する観点から、ア WTO交渉及びFTA交渉の進展に即した海外駐在事務所等を活用した畜産、野菜、砂糖及び蚕糸についての海外情報、イ 基本計画の実施に資するコスト低減等に係る情報、ウ 食品安全に係る情報、エ 食育等、農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を提供する。</p>	<p>◇(1) 情報検討委員会の設置と積極的な情報の収集・提供</p> <p>① 専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た情報検討委員会を分野ごとに年1回開催 (15年度は各分野1回の合計回数に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b: 達成度合は、50%以上100%未満であった</p> <p>c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>② 農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を選定するための、定期的な編集会議の開催、編集内容のとりまとめ、これに基づいた内外の重要情報の提供</p> <p>a: 取り組みは十分であった</p> <p>b: 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>農畜産業の動向及び関係者、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た「情報検討委員会」を畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各分野ごとに年1回開催し、18年度の情報収集提供業務の実施状況及び19年度の計画等について検討した。</p> <p>・畜産:2月19日   ・野菜:2月27日 ・砂糖:2月21日   ・蚕糸:2月22日</p> <p>農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を選定し、また、関係者のコスト削減、リスク対応力の強化に資する情報提供を行うため、畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各分野ごとに「編集会議」を四半期ごとに開催し、具体的な編集計画の策定を行った。これに基づいて、国内外の需給・価格情報はもとより、WTO・FTA/EPA交渉、基本計画の実施に資するコスト低減、食品安全等についての情報提供を行った。</p> <p>〔特記事項〕</p> <p>外部の者を対象とした調査報告会の開催など幅広い関係者との双方向の情報発信に取り組んだ。</p> <p>また、当機構が行った情報提供に対して外部機関等の反響や多数の記事引用があった。</p> <p>○ 外部の者を対象とした報告会等の開催(18年4月～19年3月):16回</p> <p>○ 情報業務への外部からの反響等(18年4月～19年3月)</p> <p>① 外部からの講演依頼:13件</p> <p>② テレビ、新聞での報道:12件</p> <p>③ 面談等による個別説明の要請等:25件</p> <p>④ 記事等の他誌による引用(畜産):</p>	<p>a</p> <p>a</p>
---	---	---	--	-------------------

<p>(1) 情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、価格調整又は価格調査に関する情報については原則としてすべての調査において、生産振興に関する情報については必要と認められる調査において、それぞれ企画段階で専門家及び情報利用者の参画を得る。</p>	<p>(1) 情報精度、利便性の向上 情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 畜産物の需給関連数値情報、砂糖類の流通調査、野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査、砂糖類の流通調査及び絹織物、絹製品等の流通調査の実施に当たっては、情報精度・利用性の向上を図るため、原則として、すべての情報調査において、企画段階で専門家と情報利用者の参画を得る。</p> <p>② 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生糸の生産に貢献する国内の調査、海外における先進的な取り組み事例及び生産・流通・消費の動向等に関する情報収集に当たっては、専門家を活用した、</p>	<p>(2) 情報精度、利便性の向上 情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 畜産物の需給関連数値情報、砂糖類の流通調査、野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査及び絹織物、絹製品等の流通調査の実施に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、情報検討委員会において、18年度の実施状況及び19年度の計画について検討する。</p> <p>② 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生糸の生産に貢献する国内の調査、生産・流通・消費の動向及びこれらに関する学術的調査、海外における先進的な取り組み事例に関する情報収集に当たっては、専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集を行う。 また、情報検討委員会において、専門家を活用した調査等の18年度の実施状況及び19年度の計画について検討する。</p>	<p>◇(2) 情報精度、利便性の向上</p> <p>① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>② 専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集の実施</p> <p>ア 専門家を活用した幅広い分野からの情報収集</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>895件</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>畜産物の需給関連数値情報、砂糖類の流通調査、野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査及び絹織物、絹製品等の流通調査の実施に当たり、情報精度・利便性の向上を図るため、情報検討委員会において、これらの統計データ調査の実績と計画の検討を行った。</p> <p>畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生糸の生産に貢献する国内の調査、海外における先進的な取り組み事例及び生産・流通・消費の動向等に関する情報収集に当たり、各分野の専門家を専門調査員として選定し現地に派遣して調査を行わせるなどして、専門家を活用した幅広い分野からの情報収集を行った。 専門調査員:</p>	<p>a</p> <p>a</p>
---	---	--	---	---	-------------------

	<p>幅広い分野からの情報収集を行う。</p> <p>また、上記調査等に当たっては、必要と認められる調査において情報利用者のニーズに応じた的確な情報提供を行うため、企画段階で専門家及び情報利用者の参画を得る。</p>		<p>イ 情報検討委員会における、専門家を活用した調査等の当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>・畜産21名 ・野菜7名 ・砂糖5名 ・蚕糸7名 専門調査員による調査:24回</p> <p>情報精度の向上等のため、情報検討委員会において、専門家を活用した調査等の実績と計画の検討を行った。</p>	a
<p>(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報やその提供方法について効果測定を実施し、その結果を情報提供に反映させる仕組みを構築し、紙面・ホームページの改善を図る。</p>	<p>(2) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報やその提供方法について効果測定を実施し、その結果を情報提供に反映させる仕組みを構築し、紙面・ホームページの改善を図る。</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等 ① 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するためのアンケート調査を実施する。 また、情報検討委員会におけるアンケート調査結果等の議論を踏まえ、紙面については編集会議で検討し、必要なものについて改善を行う。(ホームページについては、(6)を参照)</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等 ◇① アンケート調査の実施、紙面・ホームページの改善 ア アンケート調査の実施 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>イ アンケート調査結果を踏まえた、必要なものについての紙面・ホームページの改善 a: 必要がなかった又は十分であった b: 必要はあったが、やや不十分であった c: 必要はあったが、不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類情報」、「シルク情報」について、全ての読者にアンケート調査を実施した。(配布6,056件、回収率49%)</p> <p>アンケート調査の整理・分析及び情報検討委員会での検討を行うとともに、次のとおり、紙面の改善等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼料穀物需給の観点から米国のバイオエタノールやその副産物の生産動向等について月報に掲載。また、豪州の干ばつの状況等について週報で随時情報提供。(畜産)</li> <li>・ ベジ探について、トップページのリニューアル、情報項目の拡充等の大幅な改善を実施。また、加工・業務用野菜の取引事例等について専門調査を行い、月報に掲載。(野菜)</li> <li>・ 米国のバイオエタノール生産や砂糖消費拡大活動等について現地調査を行い、月報に掲載。また、さとうきび増</li> </ul>	a  a

<p>また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で3.7以上となるようにする。</p>	<p>また、中期目標の期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で3.7以上となるようにする。</p>	<p>② (1)、(2)、(4)及び(5)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で3.7以上となるようにする。</p>	<p>◇② 情報利用者の満足度を5段階評価で3.7以上とする。 分母を5段階評価の3.7とし、分子を畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各情報誌のアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>産、担い手育成等に係る普及員からの現場情報を継続的に掲載。(砂糖)</p> <p>【事業報告書の記述】 畜産、野菜、砂糖及び蚕糸の各情報の満足度の集計結果の平均は、中期目標の目標値3.7以上に対し、4.1であった。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。</p>	<p>(3) 情報の迅速かつ機動的な提供 情報の提供は、迅速に行うこととし、事務処理体制の整備等により、情報の種類に応じ以下に掲げる期間内に公表を行う。</p> <p>また、国から事業・施策の推進に必要な緊急の問い合わせ、調査依頼があった場合は、機動的に情報提供を行う。</p> <p>ア 畜産関係 a 需給関連数値情報及び需給に影響を及ぼす事象情報</p>	<p>(4) 情報の迅速かつ機動的な提供 情報の提供は、進行管理システムに基づき迅速に行うこととし、情報の種類に応じ以下に掲げる期間内に公表を行う。</p> <p>また、国から事業・施策の推進に必要な緊急の問い合わせや調査依頼があった場合は、機動的に情報提供を行うとともに、必要に応じ組織体制を検討する。</p> <p>ア 畜産関係 a 需給関連数値情報及び需給に影響を及ぼす事象情報 (a) 週報: 情報収集の翌週 (b) 月報: 情報収集の翌月</p>	<p>◇(4) 情報の迅速かつ機動的な提供 ① 進行管理システムの整備[15年度のみ] a: 整備した c: 整備しなかった</p> <p>② 国からの緊急な問い合わせや調査依頼があった場合の機動的な対応 a: 必要がなかった又は十分であった b: 必要はあったが、やや不十分であった c: 必要はあったが、不十分であった</p> <p>③ 畜産関係に係る情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p>	<p>【事業報告書の記述】 -</p> <p>国からの緊急な問い合わせ(130件)に対し、統計資料を送付するなど迅速に対応した。 さらに、海外情報に係る問い合わせについては、海外駐在員事務所も活用し、機動的に対応した。</p> <p>提供件数1,929件に対し期間内に公表した件数は1,929件であった。 海外情報の収集提供に当たり、現地の事情に精通した海外駐在員事務所を活用し、本部と一体的に業務を実施した。</p>	<p>-</p> <p>a</p> <p>a</p>

	(a) 週報:情報収集の翌週 (b) 月報:情報収集の翌月 (c) ホームページ:月報と同時又は情報収集の翌週	(c) ホームページ:月報と同時又は情報収集の翌週			
b	国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。	b 国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。			
c	海外の主要国の畜産関係政策変更等 海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供	c 海外の主要国の畜産関係政策変更等 海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内。			
イ	野菜関係	イ 野菜関係	④ 野菜関係に係る情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。  a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった	提供件数532件に対し期間内に公表した件数は532件であった。	a
a	卸売市場の市況情報(日別・旬別):情報収集の翌日	a 卸売市場の市況情報(日別・旬別): 情報収集の翌日 (a) 月報:情報収集の翌月 (b) ホームページ:月報と同時又は情報収集の翌週			
b	気象情報:情報収集の翌日	(c) 卸売市場の市況情報(日別・旬別):情報の収集日の翌日			
c	貿易情報(月別):情報収集の翌日	(d) 気象情報:情報収集の翌日 (e) 貿易情報:情報収集の翌日			
d	消費情報(月別):情報収集の翌日	(f) 消費情報:情報収集の翌日			
e	国内、海外調査結果等:情報収集の翌々月。た	b 国内・海外調査等 国内、海外調査等:情報収集の翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内			



<p>だし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p>				
<p>ウ a 砂糖関係 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報 (a) 月報: 情報収集の翌月 (b) ホームページ: 月報と同時に又は情報収集の翌週</p>	<p>ウ a 砂糖関係 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報 (a) 月報: 情報収集の翌月 (b) ホームページ: 月報と同時に又は情報収集の翌週</p>	<p>⑤ 砂糖関係に係る情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。  a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>提供件数513件に対し期間内に公表した件数は513件であった。 砂糖類情報の収集提供に当たり、地域に密着した地方事務所を活用し、本部と一体的に業務を実施した。</p>	<p>a</p>
<p>b 国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p>	<p>b 国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p>			
<p>c 海外調査等 海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供</p>	<p>c 海外調査等 海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内。</p>			
<p>エ a 蚕糸関係 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報 (a) 月報: 情報収集の翌月 (b) ホームページ: 月報と同時に又は情報収集の翌週</p>	<p>エ a 蚕糸関係 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報 (a) 月報: 情報収集の翌月 (b) ホームページ: 月報と同時に又は情報収集の翌週  b 国内・海外調査等 国内・海外調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p>	<p>⑥ 蚕糸関係に係る情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。  a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>提供件数342件に対し期間内に公表した件数は342件であった。</p>	<p>a</p>

	<p>b 国内・海外調査等 国内・海外調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p>				
<p>(4) 消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、企画段階からの消費者、有識者等の参加を促進し、食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供する。</p>	<p>(4) 消費者への情報の提供 消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 企画段階からの消費者・有識者等の参加を促進し、食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供する。</p>	<p>(5) 消費者への情報提供 消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 17年度のアンケート調査結果を踏まえ、関心の強い項目について消費者ニーズの把握に努める。</p> <p>② 食品のリスクコミュニケーション、食育、牛肉等のトレーサビリティ、食品の健康に果たす役割、食品表示、バイオテクノロジー、環境問題、食の安全・安心等消費者の関心の高い情報について、消費者・有識者等の参加を得た各分野の情報検討委員会を活用して、消費者の情報ニーズや分かりやすさの向上方策等について検討を行う。</p>	<p>◇(5) 消費者への情報提供</p> <p>① 消費者ニーズを把握するためのアンケート調査の実施 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>② 消費者・有識者等の参加を得た情報検討委員会を活用した消費者ニーズや分かりやすさ等の向上の方策の検討 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報提供を行うため、アンケート調査において畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各分野ごとに関心項目を設定し、消費者が要望する情報を把握した。</p> <p>消費者の関心の高い情報を分かりやすく提供するため、アンケート調査結果を踏まえ、情報検討委員会(畜産2/19、砂糖2/21、蚕糸2/22、野菜2/27)において消費者の情報ニーズや分かりやすさの向上方策等についての検討を行った。</p>	<p>a</p> <p>a</p>

	<p>② ホームページのご意見・ご要望コーナーの活用及び消費者との意見交換会等を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>③ ホームページの「消費者コーナー」の充実を図る。</p> <p>④ メディアと関係者の意見交換会、消費者代表と関係者の意見交換会(4回以上)を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。</p> <p>⑤ 消費者等を対象に、食と農をめぐる諸課題、食育、食の安全・安心等をテーマとしたフォーラムの開催を通じた双方向、同時的な情報や意見の交</p>	<p>③ ホームページの「消費者コーナー」等を通じた情報提供への反映</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>④ メディア関係者との意見交換会の開催</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>⑤ 消費者代表と関係者との意見交換会の開催(15年度は「4回以上」に対して、16年度以降は年度計画に対して)</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p> <p>⑥ フォーラム等の実施</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった</p>	<p>前年度の情報検討委員会の意見等を踏まえ、ホームページの消費者コーナーに野菜の動画を導入して充実を図った。</p> <p>[特記事項] 学校給食における地産地消の取組を一層推進する観点から、(社)全国学校栄養士協議会の協力の下、特に地場農産物を供給する生産者サイドと地場農産物を受け入れる学校給食関係者との連携の実態に着目し、平成18年12月から平成19年2月にかけて群馬県高崎市、千葉県千葉市、愛知県常滑市、愛知県豊田市において現地調査を実施した。 なお、19年度においては、これらの調査結果をホームページや情報誌に掲載することとしている。</p> <p>双方向、同時的な情報や意見の交換の一環として、消費者等の理解の促進を図る観点から、消費者に情報発信しているメディアと関係者との意見交換会を4回(テーマ:牛乳・乳製品、地産地消、畜産物の今後の生産、供給のあり方、エコ・フィード)開催した。</p> <p>双方向、同時的な情報や意見の交換の一環として、消費者等の理解の促進を図る観点から、消費者代表と関係者との意見交換会を畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各部門で現地意見交換会として4回開催した。</p> <p>平成18年4月、7月、9月に機構内部に設置している食のフォーラムPTで検討を行った結果、関係行政機関、大学、生産者団体、食品産業団体、消費者団体等と</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
--	---	---	---	--	-------------------------------------

		<p>換により、消費者等の理解の促進を図る。</p> <p>⑥ フォーラムや消費者代表と関係者の意見交換会等の結果をホームページに掲載し、ホームページのご意見・ご要望コーナーの活用を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。</p> <p>⑦ 関係機関が開催する農産物フェア等に機構も参加し、一般消費者に直接食育情報等を提供する。 また、展示用パネル等は貸し出すことで、関係機関の普及啓発活動を支援する。</p>	<p>c: 取り組みは不十分であった</p> <p>⑦ ご意見・ご要望コーナーの活用のための措置 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>⑥ フォーラム等の実施(再掲) a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>連携し、双方向、同時的な情報や意見の交換の場としてのフォーラムを3回(山形市、名古屋市、熊本市)開催し、食に関する情報等、消費者の関心の高い情報の積極的な提供を行った。また、小規模なセミナーを地方事務所が主体となり5カ所(広島市、七尾市、神戸市、札幌市、鹿児島市)で実施した。</p> <p>フォーラムや消費者代表との意見交換会の概要を取りまとめてホームページに掲載した。</p> <p>内閣府の要請により、「第1回食育推進全国大会」(18年6月24日:大阪市)に出展し、消費者等に農産物の正しい知識の啓発を図る観点から、食肉、牛乳・乳製品、野菜及び砂糖についてパネル展示等を行った。 また、地方農政局、市町村等が食に関する情報提供を行うに当たり、機構が所有するパネルを貸し出した。</p>	a
<p>(5) ホームページの活用等により、国民に対する情報提供の充実を図り、ホームページの年間アクセス件数が、140万件以上となるようにする。 [参考]平成14年度実績:140万件 (農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の合計。平成14年</p>	<p>(5) ホームページの活用等 ホームページの活用等による国民に対する情報提供の充実を図るため、次の措置を講じることにより、ホームページの年間アクセス件数が、140万件以上となるようにする。 [参考]平成14年度実績:140万件 (農畜産業振興</p>	<p>(6) ホームページの活用等 ① ホームページの18年度のアクセス件数が、140万件以上となるようにする。</p>	<p>◇(6) ホームページの活用等 ① ホームページのアクセス件数を140万件(15年度は70万件)以上とする。 a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 18年度のアクセス実績は、年度計画の目標数値140万件に対し、433万6千件であった。</p>	a

<p>度はBSEの発生に伴い、アクセス件数が通常より多くなっている。)</p>	<p>事業団と野菜供給安定基金の合計。平成14年度はBSEの発生に伴い、アクセス件数が通常より多くなっている。)</p>	<p>② 上記の目的を達成するため、以下の措置を講じる。 ア 15年度に導入したホームページの活用状況を把握するシステムを活用し、ホームページの活用状況の集計・分析を行い、ホームページ活用の向上に反映させる。</p>	<p>② 上記の目的を達成するための措置 ア ホームページの活用状況を的確に把握するシステムの開発[15年度のみ] a: 開発した c: 開発しなかった</p>	-	-
<p>また、ホームページの活用状況を的確に把握するシステムを平成15年度末までに開発する。</p>	<p>① ホームページの活用状況を的確に把握するシステムを平成15年度末までに開発する。</p>	<p>イ 業務紹介等広報の質の向上を図るため、ホームページ、業務紹介のパンフレットについてアンケート調査を実施するとともに、情報検討委員会等を活用して、これらについての意見を聴取する。</p>	<p>イ ホームページの活用状況の集計・分析[16年度以降の指標] a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>平成18年度においては、四半期ごと計4回の広報推進委員会を開催し、アクセス件数の多いコンテンツ、利用されるキーワード等の分析結果について検討した。</p>	a
	<p>② 業務紹介等広報の質の向上を図るため、ホームページ・パンフレット等のアンケート調査等を実施し、その結果を広報に反映させる仕組みを構築する。</p>	<p>ウ 17年度アンケート調査結果及び情報検討委員会の意見等を基に広報</p>	<p>ウ ホームページ、業務紹介のパンフレットについてのアンケート調査の実施 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>広報の質の向上を図るため、広報推進委員会においてアンケートの実施方法を検討し、関係業界、消費者を対象として、ホームページ・業務紹介パンフレットに関するアンケート調査を実施した。なお、ホームページのアンケート調査については、前年度に実施したアンケート調査結果を踏まえたトップページの全面改訂についての評価を中心に実施した。</p>	a
		<p>エ 情報検討委員会等での広報の質の向上を図るための意見の聴取 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>エ 情報検討委員会等での広報の質の向上を図るための意見の聴取 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>ホームページや業務紹介パンフレットに関するアンケート調査結果、ホームページ等における情報提供の改善状況について、情報検討委員会(畜産2/19、砂糖2/21、蚕糸2/22、野菜2/27)で意見を聴取した。</p>	a
		<p>オ 17年度アンケート調査結果及び情報検討委員会の意見等を基に広報</p>	<p>オ 広報推進委員会で検討し、必要に応じてその結果を反映する。</p>	<p>アンケート調査結果や情報検討委員会の検討結果を踏まえ、広報推進委員会</p>	a

		<p>推進委員会で検討し、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。</p>	<p>a: 必要がなかった又は十分であった b: 必要はあったが、やや不十分であった c: 必要はあったが、不十分であった</p>	<p>において検討し、以下のホームページの改善措置を講じた。 ① トップページのレイアウトをリニューアルした。 ② アンケート調査結果を基に文字情報や各種コンテンツを区分ごとに再整理した。 ③ 畜産、野菜、砂糖類、シルク情報、消費者コーナーの画像をイラストから写真に変更した。 ④ フラッシュ(時間の経過とともに3パターンに変更)を設置した。 ⑤ 消費者コーナーをトップページはバナーのみとし、詳細は2層目以下に整理した。 ⑥ 文字サイズを切り換える「大・小」ボタンを設置した。 ⑦ トップページに新たに「情報検索窓口」を設置した。 ⑧ 新たな砂糖、でん粉制度の施行を踏まえ、「新たな砂糖・でん粉制度コーナー」を新設した。 ⑨ 消費者コーナーに野菜の動画コンテンツ「育ててみよう！おいしい野菜」を新設した。 ⑩ 業務のご案内コーナーに「肉用子牛取引情報」を設置した。 ⑪ 消費者コーナーの畜産に「毎日3回からだいいこと3-A-Day」、野菜に「5ADAY」のバナーを設置した。</p>	
(6) 独立行政法人	(6) 照会事項に対す	(7) 照会事項に対する対応等	<p>カ 機構業務の紹介、消費者の要望する情報(特に「消費者コーナー」)について、月2回以上の掲載情報の更新</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>消費者の関心の高い情報を積極的に提供するため、ホームページの掲載情報について「月2回以上」を上回る更新を行った。</p>	a
			◇(7) 照会事項に対する対応等	【事業報告書の記述】	

<p>等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p>	<p>る対応等</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、マニュアルを作成し迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p>	<p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、15年度に作成したマニュアルに基づき、原則として翌業務日以内に対応する。</p>	<p>① 照会対応マニュアルの作成[15年度のみ] a: 作成した c: 作成しなかった</p> <p>② 情報提供した事項に関する照会については、原則として翌業務日以内に対応する。  a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>-</p> <p>照会件数133件のうち、翌業務日以内の回答数は133件であった。</p>	<p>-</p> <p>a</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 [略]</p>	<p>第3 [略]</p>	<p>◎第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>1. 大項目の評価結果 順調に行われている。(A)</p> <p>(当該評価に至った理由) 大項目の3段階評価については、機構の自己評価結果に基に機構の評価基準等に沿って、中項目である「事業費及び一般管理費の削減に関する取組」、「収支計画の実績状況」、「余裕金の運用状況」について評価した結果、全ての項目がA評価で、大項目としてもA評価と判断できること等から、全体として、中期計画の達成に向けて順調に行われているものと判断した。</p> <p>2. 3段階評価結果 ・中項目の総数:3 うち 評価Aの中項目数:3×2点=6点 評価Bの中項目数:0×1点=0点 評価Cの中項目数:0×0点=0点</p>	

				<p>合計 6点 (6/6=100%) ・評価結果:A</p> <p>3. 留意事項等</p> <p>① 「事務費及び一般管理費の削減に係る取組」については、第1の1及び2を参照。        なお、随意契約の見直しに取り組み、競争契約の推進を図っている。        機構が保有する施設は、職員の宿舎だけであるがその利用状況についても整理されており、有効に利用されている。        砂糖勘定に関する評価については、砂糖勘定の主な業務である砂糖価格調整制度については、会計年度とは異なる砂糖年度(10月1日～翌年9月30日)による事業運営を行っていることを踏まえ、砂糖勘定の適切な評価を行う観点から、砂糖年度における収支状況を整理している。</p> <p>② 「余裕金の効率的な運用状況」については、資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的な運用を行っている。        具体的には、資本金見合の有価証券のうち、生糸勘定及び債務保証勘定の満期償還を迎えた有価証券については、より利回りの良い国債等に切り替えて運用の安定化、効率化を図っている。        また、資金規模の大きい畜産勘定及び補給金等勘定のうち、当座の支出に至らない資金については、流動性は確保するものの運用期間を延長(1～3カ月から7カ月～1年)することにより効率的な運用を行っている。その結果、国債と同水準の利回りが得られている。</p>
<p>1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務</p>			<p>○① 事業費及び一般管理費の節減に係る取組み        (支出の削減についての具体的方針及び実績等)</p> <p>a: 取組みは十分であった        b: 取組みはやや不十分であった        c: 取組みは不十分であった</p>	<p>指標の総数:1        評価aの指標数:1×2点=2点        評価bの指標数:0×1点=0点        評価cの指標数:0×0点=0点        合計 2点 (2/2=100%)</p> <p style="text-align: right;">A</p>



<p>内容の実現を図る。</p> <p>2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>		<p>なお、本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。</p>	<p>【事業報告書の記述】 事業費(BSE関連の補助事業等を除く。)については、平成14年度の事業費(同)の55%に抑制した。 一般管理費(退職手当を除く。)については、給与構造の見直しの実施による人件費の削減、随意契約の見直し等により、物件費の抑制に努め、平成14年度比で19%抑制した。なお、随意契約の見直しに取り組み、競争契約の推進を図った。</p>	<p>a</p>
	<p>○② 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)</p> <p>a: 効果的な資金の配分は十分であった b: 効果的な資金の配分はやや不十分であった c: 効果的な資金の配分は不十分であった</p> <p>経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急の事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合には、資金の配分を見直し、見直し後の資金の配分に基づき評価する。</p>	<p>指標の総数: 1 評価aの指標数: 1 × 2点 = 2点 評価bの指標数: 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数: 0 × 0点 = 0点 合計 2点 (2/2 = 100%)</p>	<p>【事業報告書の記述】 年度計画に基づき、年度当初に各担当理事に所掌業務に係る予算の配賦を行った。 一方、野菜価格の低迷に伴う助成金支出の増加に伴い、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費を増額計上するため、19年2月に年度計画予算の変更を実施した。 また、鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、新たに実施されることとなった畜産業振興事業の予算に対応するため、予算配賦の見直しを行った。</p>	<p>A</p> <p>a</p>
	<p>○③ 余裕金の効率的な運用状況 (余裕金の性格からみた資金の運用形態、資金管理)</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった この場合、経済情勢、農畜産業を巡</p>	<p>指標の総数: 1 評価aの指標数: 1 × 2点 = 2点 評価bの指標数: 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数: 0 × 0点 = 0点 合計 2点 (2/2 = 100%)</p>	<p>A</p>	<p>A</p>

<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)第13条第1項(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入を図る。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。</p>	<p>る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。</p> <p>◎第4 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金の借入に至った理由等(当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ、以下のとおり効率的な運用を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、原課からの支払計画による余裕金の発生状況等を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。</li> <li>ii 資本金、事業資金の一部等については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。</li> </ul> </div> <p>a</p> <p>1. 大項目の評価結果</p> <p>順調に行われている。(A)</p> <p>(当該評価に至った理由)</p> <p>大項目の3段階評価については、機構の自己評価結果を基に機構の評価基準等に沿って、中項目である「国産糖価格調整事業に係る借入金」、「生糸販売事業に係る借入金」について評価した結果、全ての項目がA評価で、大項目としてもA評価と判断できることから、全体として、中期計画の達成に向け順調に行われているものと判断した。</p> <p>なお、中項目である「運営交付金に係る借入」については、運営費交付金の受入の遅延等により資金の不足となる場合がなく、短期借入に至らなかったことから、評価を行わなかった。</p> <p>2. 3段階評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中項目の総数:2</li> <li>うち <ul style="list-style-type: none"> <li>評価Aの中項目数:2×2点=4点</li> <li>評価Bの中項目数:0×1点=0点</li> <li>評価Cの中項目数:0×0点=0点</li> </ul> </li> <li>合計 4点 (4/4=100%)</li> <li>・評価結果:A</li> </ul>
--	---	--	---	--

				<p>3. 留意事項等</p> <p>(1)「運営費交付金の受入の遅延による借入」はなかった。</p> <p>(2)「国産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金」については、期中における短期借入金は限度額(900億円)の範囲内であった。  期首短期借入金残高67,740百万円と期中の国内産糖交付金の支払不足額に充てるための借入金33,506百万円が生じている。このうち、21,330百万円については調整金収入等により償還し、また、財省省令の改正に伴い砂糖生産振興資金から47,051百万円を償還したが、償還することができない32,865百万円については借換えを行っている。  また、砂糖勘定における短期借入金の金利については、主要行による競争入札を実施した結果、年度後半は市中金利の上昇があったものの、年度通算では0.320%(平成17年度通算0.636%)の借入利率を実現している。</p> <p>(3)「生糸売買事業における短期借入金」については、期中における短期借入金は限度額(151億円)の範囲内であった。  期首短期借入金残高10,243百万円については、損失補てん交付金により4,332百万円を償還し、償還することができない5,911百万円について借換えを行っている。  また、生糸勘定における短期借入金の金利については、主要行による競争入札を実施した結果、年度後半は市中金利の上昇があったものの、年度通算では0.436%(平成17年度通算0.470%)の借入利率を実現している。</p>
		<p>○ 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金  a: 借入に至った理由等は適切であった</p>	<p>【事業報告書の記述】  資金の状況を把握した結果、借入実績はなかった。</p>	<p>—</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>b: 借入に至った理由等はやや不適切であった</li> <li>c: 借入に至った理由等は不適切であった</li> </ul>		
<p>2 国内産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度900億円とする。</p>	<p>2 国内産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、900億円とする。</p>	<p>○ 国内産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a: 借入に至った理由等は適切であった</li> <li>b: 借入に至った理由等はやや不適切であった</li> <li>c: 借入に至った理由等は不適切であった</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数: 1          評価aの指標数: 1×2点=2点          評価bの指標数: 0×1点=0点          評価cの指標数: 0×0点=0点          合計 2点 (2/2=100%)</p> </div> <p>【事業報告書の記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。</li> <li>ii) 期首借入金残高67,740百万円と期中の国内産糖交付金の支払不足額に充てるための借入金33,506百万円が生じた。このうち、21,330百万円については調整金収入等により償還し、また、財会省令の改正に伴い砂糖生産振興資金から47,051百万円を償還したが、償還することができない32,865百万円については借換えを行った。</li> <li>iii) 砂糖勘定における短期借入金の金利については、平成17年度下期に実施した主要行による入札の結果、年度後半は市中金利の上昇があったものの、年度通算では0.320% (17年度通算0.636%)の借入利率となった。</li> </ul>	<p>A</p> <p>a</p>
<p>3 生糸売買事業において、短期借入金の借入をしていることができる限度額は、</p>	<p>3 生糸売買事業において、短期借入金の借入をしていることができる限度額は151億円とする。</p>	<p>○ 生糸売買事業における短期借入金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a: 借入に至った理由等は適切であった</li> <li>b: 借入に至った理由等はやや不適</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数: 1          評価aの指標数: 1×2点=2点          評価bの指標数: 0×1点=0点</p> </div>	<p>A</p>

<p>単年度151億円とする。</p> <p>4 生糸売買事業において、短期借入金を年度内に償還することができないで、短期借入金の借換えをすることとなったときは、3にかかわらず当該借換えにかかる金額を限度として当該借入金の金額を増額することができる。</p>	<p>4 生糸売買事業において、短期借入金を年度内に償還することができないで、短期借入金の借換えをすることとなったときは、3にかかわらず当該借換えにかかる金額を限度として当該借入金の金額を増額することができる。</p>	<p>切であった  c: 借入に至った理由等是不適切であった  当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>評価cの指標数:0×0点=0点  合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】  i 期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。  ii 期首短期借入金残高10,243百万円については、損失補てん交付金により4,332百万円を償還し、償還することができない5,911百万円について借換えを行った。  iii 生糸勘定における短期借入金の金利については、平成17年度において、従来短期プライムレート(16年度1.375%)の利率を適用していたものを、金融機関との協議により0.47%で行うことで合意。平成18年度は主要行による競争入札を実施した結果、年度後半は市中金利の上昇があったものの、年度通算では0.436%の借入利率となった。</p>
<p>第5 剰余金の使途</p> <p>人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p>	<p>第5 剰余金の使途  人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p>	<p>◎第5 剰余金の使途</p> <p>剰余金による成果  (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果)</p> <p>a: 得られた成果は十分であった  b: 得られた成果はやや不十分であった  c: 得られた成果は不十分であった  当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。  (中期計画に定めた剰余金の使途に</p>	<p>平成18年度は、剰余金が生じていないことから評価を行わなかった。</p> <p>【事業報告書の記述】  該当なし</p>

	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>充てた年度のみ評価を行う。)</p> <p>◎第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>平成18年度は、計画がなかったため、評価を行わなかった。</p> <p>1. 大項目の評価結果 順調に行われている。(A)</p> <p>(当該評価に至った理由) 大項目の3段階評価については、機構の自己評価結果を基に機構の評価基準等に沿って、中項目である「職員の人事に関する計画」がA評価と判断できることから、中期計画の達成に向けて順調に行われているものと判断した。 なお、中項目である「施設及び設備に関する計画」については、中期計画において予定されていないことから、評価を行わなかった。</p> <p>2. 3段階評価結果 ・中項目の総数:1 うち 評価Aの中項目数:1×2点=2点 評価Bの中項目数:0×1点=0点 評価Cの中項目数:0×0点=0点 合計 2点 (2/2=100%) ・評価結果:A</p> <p>3. 留意事項等 「職員の人事に関する計画」については、新たな砂糖・でん粉制度の円滑な実施を図るため、鹿児島事務所開設準備室を設置するとともに、勘定間異動の推進等により、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が行われている。</p>
--	---	---	--	--

				<p>人件費の削減については、具体的な目標を設定し、平成17年12月から実施している計画的・段階的な給与水準の引下げを行う「給与構造の見直し」を着実に遂行すること等により、人件費総額は見込みの2,321百万円に対して、2,161百万円と抑制が行われている。また、期末の常勤職員数については計画どおり220人であった。</p> <p>なお、「施設及び設備に関する計画」については、計画がなかったため評価を行わなかった。</p>		
1	施設及び設備に関する計画 予定なし	1	施設及び設備に関する計画 予定なし	○1 施設及び設備に関する計画 なし	-	
2	職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	2	職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	○2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	<p>指標の総数: 8          評価aの指標数: 8×2点=16点          評価bの指標数: 0×1点=0点          評価cの指標数: 0×0点=0点          合計 16点 (16/16=100%)</p>	A
(1)	方針 業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、職員の部門間の交流等により、機動的	(1)	方針 業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、職員の部門間の交流等により、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。	◇(1) 職員の人事に関する方針 (指標=職員の適正な配置、部門間の交流等) a: 方針どおり順調に実施された b: 概ね方針どおり順調に実施された c: 方針どおりに実施できなかった	<p>【事業報告書の記述】 各部門の勤務時間等を定期的に把握した。 平成19年度から開始されるでん粉関係業務等を円滑に実施するため、平成18年6月14日付けで「新制度準備推進本部」を設置するとともに、12月1日付けで「鹿児島事務所開設準備室」を設置した。 また、機動的で柔軟な業務運営ができる環境を整備するため、合計10名の部門間交流を行った。</p>	a

<p>で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p>				
<p>(2) 人事に関する指標          期末の常勤職員数を期初の95.6%とする。          (参考1)          期初の常勤職員 227人          期末の常勤職員の見込み 217人          (参考2)          中期目標期間中の人件費総額見込み 10,628百万円</p>	<p>(2) 人事に関する指標          期末の常勤職員数を期初の99.1%とする。          (参考1)          期初の常勤職員 222人          期末の常勤職員の見込み 220人          (参考2)          人件費総額見込み 2,321百万円</p>	<p>◇(2) 人事に関する指標          (指標=常勤職員数、人件費総額)          a: 計画どおり順調に実施された          b: 概ね計画どおり順調に実施された          c: 計画どおりに実施できなかった          (各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する)</p>	<p>【事業報告書の記述】          人件費の削減について、具体的な目標を設定し、平成17年12月から実施している計画的・段階的な給与水準の引下げを行う「給与構造の見直し」を着実に遂行すること等により、人件費総額は見込みの2,321百万円に対して、2,161百万円と抑制を図った。          期末の常勤職員数については計画どおり220人であった。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 業務運営能力等の向上          職員の事務処理能力の向上を図るため、以下の研修等を定期的かつ計画的に実施するとともに、業務の専門化・高度化に対応し、職員の部門間の交流等により、補助業務、情報収集提供業務等の類似業務を効率的に実施する。</p>	<p>(3) 業務運営能力等の向上          ① 職員の事務処理能力の向上を図るため、15年度に策定した「業務運営能力開発向上基本計画」に基づき、同計画に即して研修等を実施する。</p>	<p>◇(3) 業務運営能力等の向上          ① 業務運営能力向上プログラムの策定 [15年度のみ]          a: 策定した          c: 策定しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】          -</p>	<p>-</p>
<p>ア 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技</p>	<p>② 機構の適正な業務運営の確保に必要な中堅若手職員の意識改革を進めるための研修を行うとともに、生産現</p>	<p>② 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術、企業会計及び情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習</p>	<p>生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術の習得を図るため、          i) 食肉研修を1回(18.11.30~12.1、4</p>	<p>a</p>



<p>術の向上を図るための研修及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修及び流通・小売段階での研修及び広報・情報技術の研修等を行うとともに、職員と消費者との対話等を行う。</p>	<p>場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修を合計3回行う。</p>	<p>得 (15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)</p> <p>a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>名、全国食肉学校) ii) 酪農研修(18.11.14~17、3名、(社)蔵王酪農センター) を計画どおり実施するとともに、中堅若手職員の意識改革を進めるための研修として、 iii) 現地研修を1回(19.2.20~23、3名、沖縄県) を実施した。 また、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るため、「Win2003ネットワークインフラの実装・管理・保守：ネットワークサービス編」(18.6.19~23、1名、(株)富士通ラーニングメディア)に職員を参加させた。</p>	
	<p>③ 流通・小売段階での研修を行うとともに、消費者等に機構の業務を分かりやすく情報提供するための広報専門家による講習会やインストラクターによる研修を合計4回行う。</p>	<p>③ 流通・小売段階での研修のための準備 [15年度のみ] a: 準備した c: 準備しなかった</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
		<p>④ 流通・小売段階での研修、広報・情報提供技術の研修、職員と消費者の対話等 (15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して) a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>流通小売段階での研修を1回(19.3.27及び29、3名、日本フードサービス協会・(株)リンガーハット富士小山工場)、広報研修を2回(「これからの時代に行政に求められるPR」(18.10.23~24、1名、日本パブリックリレーションズ)、「知らなければ損する広報事情、広報にまつわるルール、法律、表現方法」(19.2.1~2、2名、(社)日本広報協会))、プレゼンテーション研修の一環として「情報提供技術研修会(初級)」(18.7.20~21、1名、(社)中央畜産会)を実施した。</p>	<p>a</p>
<p>イ オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じ、専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を行うとともに、自己研鑽しやすい環境を整</p>	<p>④ オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じ、専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を円滑に行うための研修を合計4回行うとともに、自己研鑽しやすい環境を整備する。</p>	<p>⑤ オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習のための研修(15年度は「4回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して) a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった</p>	<p>OJTを通じた専門知識・高度事務処理技術等の伝達・実習を円滑に行うため、OJT向上研修として、「農畜産業の効率化のための機械化の推進について」(18.6.5)、「公益法人改革について」(18.7.21)、「食品産業(加工・流通・外食)をめぐる最近の情勢について」(18.9.15)、「機構の財務構造と17年度決算について」(18.11.8)について、機構役職員を講</p>	<p>a</p>

	備する。		<p>c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>⑥ 自己研鑽をしやすい環境の整備 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>⑦ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修 (15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して) a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>⑧ 有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)の開催(年度計画の回数に対して) a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>師とし、実体験を通じた内容について質疑応答を含めた講義を合計4回行った。</p> <p>また、自己研鑽をしやすい環境を整備するため、自主的研修制度を継続するとともに、自主的研修を受けやすい環境を整備するため、前年度に引き続き週2回のノー残業デーを設定した。</p> <p>会計事務職員の専門的資質の向上を図るため、 ① 協同組合検査職員中堅研修(フォローアップ中堅コース)(18.7.24~28、2名、(株)経済法令研究会) ② 政府関係法人会計事務職員研修(18.10.3~11.17、2名、財務省会計センター) ③ 第33回予算編成支援システム研修(財務諸表コース)(18.10.12、1名、財務省会計センター) 等の研修に合計5回参加した。</p> <p>業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、「道は必ず開ける」、「マスコミから見た食糧・農業問題」、「WTO農業交渉の現状と今後の展望」、「アジアにおける日本のあり方-失われつつある美しいもの-」及び「農政改革の基本的な考え方」をテーマとして、改革フォーラムを5回開催した。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
ウ	有識者による講演会、有識者との意見交換(改革フォーラム)を計画的に開催する。	⑥ 機構の業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)を18年度中に4回以上開催する。			a

(総合評価)

総合評価結果	備考
<p>1. 総合評価結果 平成18年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われている。(A)</p> <p>(当該評価に至った理由)</p> <p>(1) 農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の評価基準等に基づくとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における研究会報告書(平成16年6月30日。以下「報告書」という。)を活用して、機構から提出された自己評価シート及び補足資料を基に業務実績を聴取すること等により、中期計画の中項目の3段階評価結果を踏まえつつ、業務実績のうち特に優れた実績をあげた内容や今後の業務運営に考慮すべき点の留意事項等も総合的に勘案して評価を行った。 なお、機構は、平成15年10月に、特殊法人と認可法人が統合して独立行政法人に移行した法人である。機構は、6本の法律に基づき価格安定等の業務を特殊法人及び認可法人の時代から継続して実施しており、国の施策の執行機関としての業務実績を評価するに当たっては、財務内容の改善及び業務運営の効率化が図られたか否かといった観点からの評価が重要である。さらに機構は、特殊法人及び認可法人の時代の場合以上に国民に対して分かり易く適切に財務内容を開示することも重要である。以上の2点も勘案して評価を実施した。</p> <p>(2) この結果、18年度の業務実績は、 ① 中期計画で掲げられた中項目の3段階評価については、中項目全てがA評価と判断できること ② 独法化の趣旨を念頭に、理事長のリーダーシップの下、年度計画の達成のみに拘泥することなく、業務への創意工夫、業務プロセスの重視、平成18年度計画を上回る実績の達成や新たな業務の実施等への取り組みの努力が随所に見られるなど、積極的に業務を展開したと考えられることから、全体として、中期計画の達成に向けて順調に行われていると判断した。</p> <p>2. 中期計画の中項目の3段階評価結果 ・中項目の総数:17 うち 評価Aの中項目数:17×2点=34点 評価Bの中項目数:0×1点=0点 評価Cの中項目数:0×0点=0点 合計 34点 (34/34=100%) ・評価結果:A</p> <p>3. 留意事項等</p> <p>(1) 「内部監査体制の充実強化」については、当初の内部監査年度計画に臨時的内部監査(業務の効率化に関する事項)を追加して実施している。また、機構業務の執行に当たって効率性等の一層の追求が強く求められていることを踏まえ、内部監査規程等を改正し、内部監査を充実させている。</p> <p>(2) 「肉用子牛生産者補給交付金の交付」については、制度の円滑化を図るため、国の家畜個体識別システムとの連携システムの導入を促進した結果、本年度中に13協会で行われた。その結果、導入が不必要な小規模の3協会を除く、当初予定の44協会の全てにおいて、1年前倒しでシステムの導入が完了し、交付業務の合理化が図られた。</p> <p>(3) 「野菜関係業務」については、加工・業務用需要の取引拡大に伴い、契約取引への取り組みを促進するため新たに契約野</p>	

菜安定供給制度の充実・強化が図られ、さらに全国規模の生産者と実需者との交流会、また、ブロックごとに生産者又は実需者の現地研修会を開催して、制度の普及・促進を図るとともに国内産地の育成に資するよう積極的に取り組んでいる。

- (4) 「積極的な情報の収集・提供」については、現地調査や情報収集を基に農政の課題に対応した情報提供を行い、その内容に対して外部機関等からの反響が多くあり、また、外部情報誌等にも多数引用されている。さらに、外部の者を対象とした調査報告会等を開催するなど、国内外の重要情報の提供に取り組んでいる。
- (5) 「情報収集提供業務」において、出版物からホームページへの全面切替え等について検討が行われ、整理されている。ホームページへの全面切替えについては、出版物による情報提供を望む声強いこと(アンケート結果では80%)から、現時点での全面切替えは難しい。また、広告掲載については、出版物の発行部数が少ないこと等の制約がある中で、広告の勧誘や広告料金の収受などに係る新たなコストが発生することから費用対収入を考えると困難である。
- (6) 「消費者への情報提供」については、食育・食農教育の一環としての学校給食における地場産農産物の利用拡大という消費者の関心の高い情報を積極的に提供していく観点から、(社)全国学校栄養士協議会の協力の下、特に地場農産物を供給する生産者サイドと地場農産物を受け入れる学校給食関係者との連携の実態に着目し、群馬県高崎市、千葉県千葉市、愛知県常滑市、愛知県豊田市において現地調査を実施している。なお、平成19年度においては、これらの調査結果をホームページや情報誌に掲載することとしている。
- (7) 「国産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金」については、期中における短期借入金は限度額(900億円)の範囲内であった。  
期首短期借入金残高67,740百万円と期中の国内産糖交付金の支払不足額に充てるための借入金33,506百万円が生じている。このうち、21,330百万円については調整金収入等により償還し、また、財省令の改正に伴い砂糖生産振興資金から47,051百万円を償還したが、償還することができない32,865百万円については借換えを行っている。  
また、砂糖勘定における短期借入金の金利については、主要行による競争入札を実施した結果、年度後半は市中金利の上昇があったものの、年度通算では0.320%(平成17年度通算0.636%)の借入利率を実現している。